

資料2

アンケート調査の結果について(速報)

目次

1. 調査概要
2. 回答者属性
3. 全事業体向け調査の回答結果(調査票①について)
4. 使用料改定(直近5ヶ年)実施事業体向け調査の回答結果
5. 全事業体向け調査の回答結果(調査票②(別表)について)

1. 調査概要

○全国の公共下水道事業における使用料体系の実態を把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施した。

■ 調査対象

- 公共下水道事業
- 特定環境公共下水道事業

■ 調査方法

- 国土交通省から地方整備局・都道府県を通じて各事業体へ配付
- 回答は各事業体から(株)浜銀総合研究所へ送付

■ 調査期間

- 令和元年9月～令和元年10月

■ 回収状況

- 全体 1,554件(82.1%、対象事業体1,893件)
 - 公共下水道事業 992件(84.6%、対象事業体1,172件)
 - 特定環境公共下水道事業 562件(77.9%、対象事業体721件)

※調査対象事業体の考え方:

平成29年度時点で決算統計に挙げられている1,937事業体のうち、平成29年度時点で総務省が定めている類型区分がない事業体42事業体、及び類型区分があるものの経費回収率が不明な事業体3事業体を除いた。

ただし、香川県東かがわ市公共下水道事業(法非適用)については平成29年度時点で総務省類型区分がないものの、平成30年度から供用開始しているためアンケート調査にご回答いただいている。そのため、当事業体については調査対象事業体として追加している。なお、東かがわ市については、アンケート調査回答と平成29年度決算データ(経費回収率、処理区域内人口密度等)とのクロス集計が困難な場合があることには留意が必要である。

※アンケート調査結果の集計に当たっては端数の関係で割合の合計が100%にならないことがある。

2. 回答者属性

事業・法適用別

	度数	割合
公共・法適	467	30.1
公共・法非適	525	33.8
特環・法適	211	13.6
特環・法非適	351	22.6
合計	1554	100.0

処理区域内人口規模別

	度数	割合
3万人未満	1142	73.5
3万人以上10万人未満	251	16.2
10万人以上	161	10.4
合計	1554	100.0

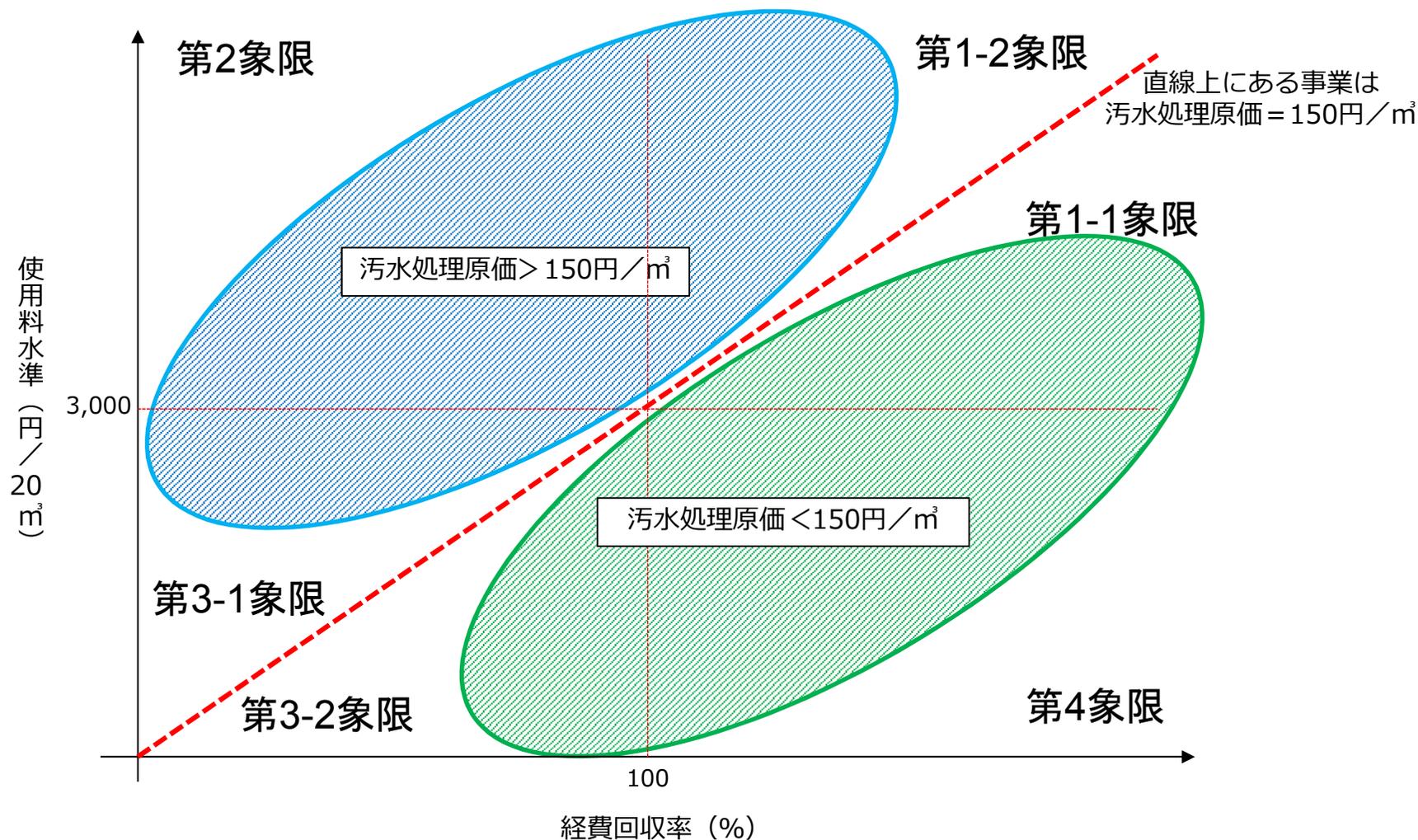
処理区域内人口密度別

	度数	割合
25人/ha未満	602	38.7
25人/ha以上50人/ha未満	684	44.0
50人/ha以上75人/ha未満	173	11.1
75人/ha以上100人/ha未満	59	3.8
100人/ha以上	35	2.3
不明	1	0.1
合計	1554	100.0

象限区分別(※次頁のスライドを参照)

	度数	割合
第1-1象限	64	4.1
第1-2象限	248	16.0
第2象限	649	41.8
第3-1象限	425	27.3
第3-2象限	83	5.3
第4象限	84	5.4
不明	1	0.1
合計	1554	100.0

【参考】属性データにおける象限区分について



原点と点 (100%、3,000円/20³m) を通る直線 :

使用料水準 = 30 × 経費回収率 ⇔ 使用料単価 × 20 = 30 × (使用料単価 ÷ 汚水処理原価 × 100)

⇔ 汚水処理原価 = 150円/m³

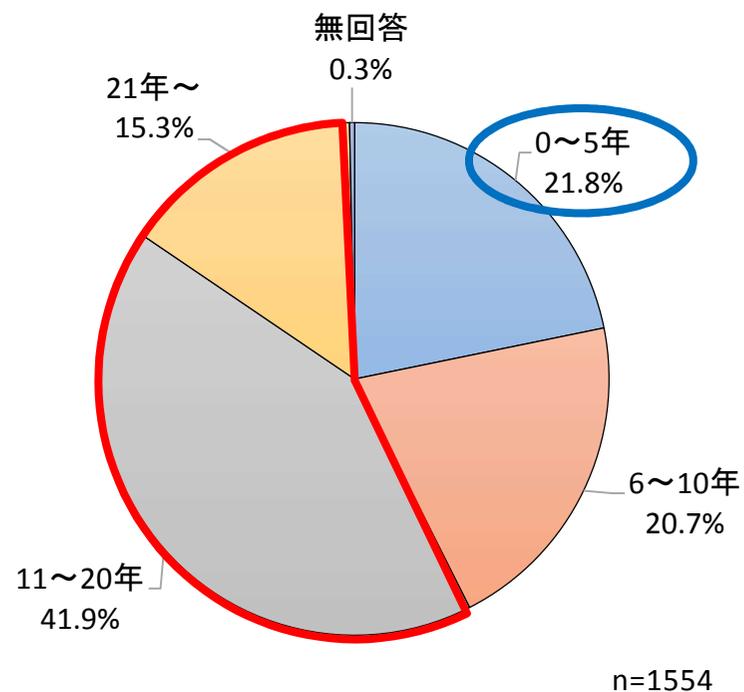
3. (1) 現行使用料体系施行年度・算定期間について

○ 5年以内に使用料体系※を改定した団体は21.8%にとどまる一方、10年以上使用料体系を改定していない団体が57.2%を占めている。

※ 設問上「使用料体系」の用語説明を十分に記さなかったため、使用料単価の改定等、使用料体系の改定とは言い難い回答が、含まれている可能性が高いと思われる。

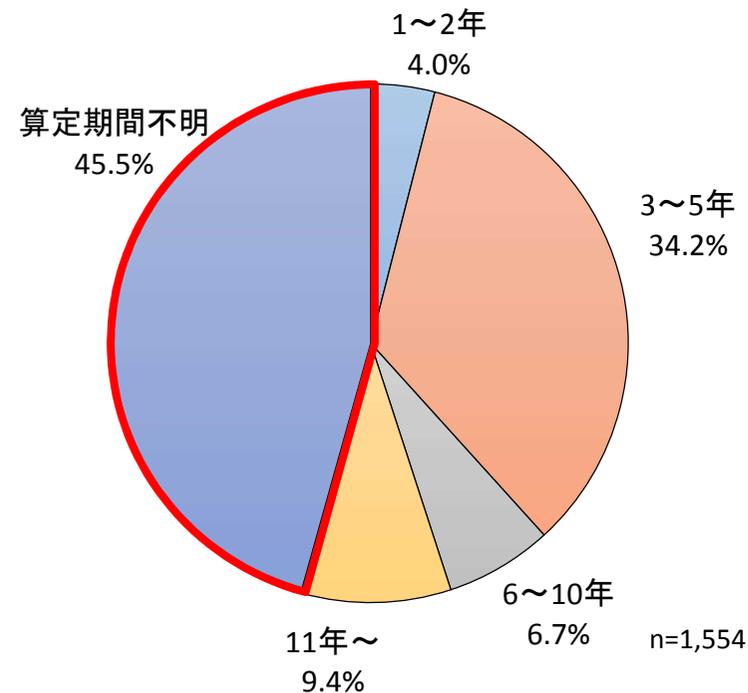
○ 使用料算定期間は、3～5年が34.2%で設定期間としては最も多いが、算定期間は不明と回答した団体が45.5%を占めており、収支見通しを踏まえた料金設定はなされていないと推測される。

現行の使用料体系施行からの経過年数



※図は施行からの経過年数ごとに整理している

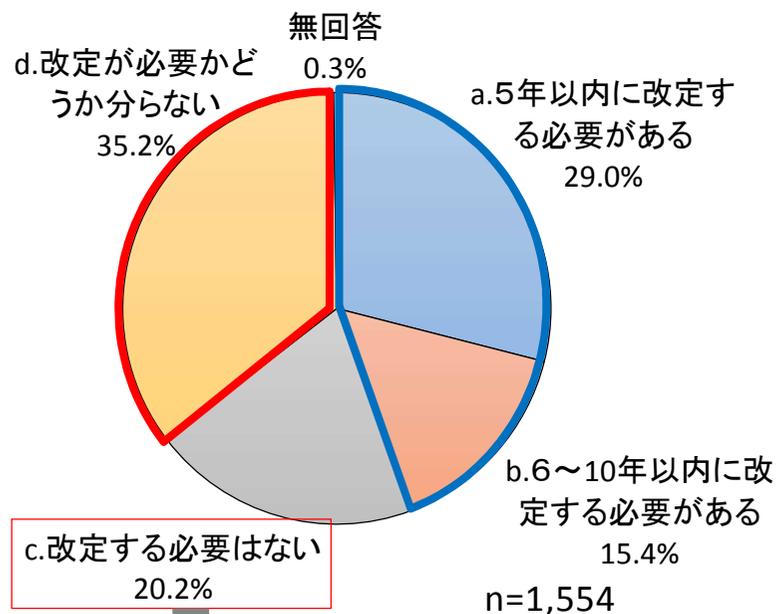
現行使用料体系における使用料算定期間



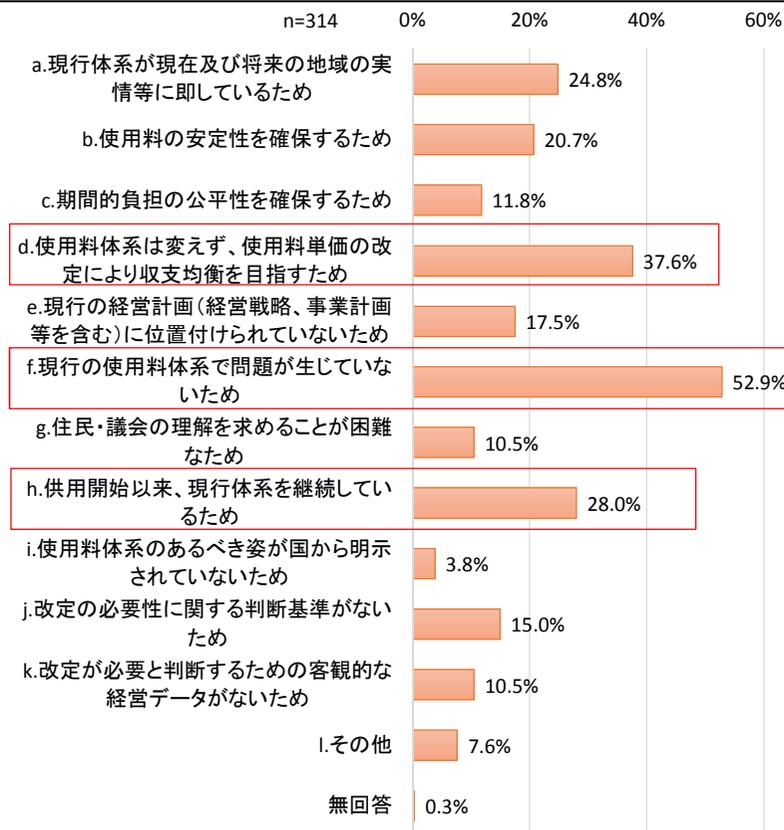
3. (1) 現行使用料施行年度・算定期間について

- 5、10年以内に使用料体系の改定が必要と回答した団体は、44.4%となった一方、全体の35.2%が「改定が必要かどうか分からない」と回答するなど、要否の判断をしかねている状況。
- 使用料体系を「改定する必要はない」と回答した314事業体のうち、166事業体(52.9%)が「現行の使用料体系で問題が生じていないため」、118事業体(37.8%)が「使用料単価の改定により収支均衡を目指すため」、88事業体(28.0%)が「供用開始以来、現行体系を継続しているため」と回答した。

現行の使用料体系の改定要否に関する認識



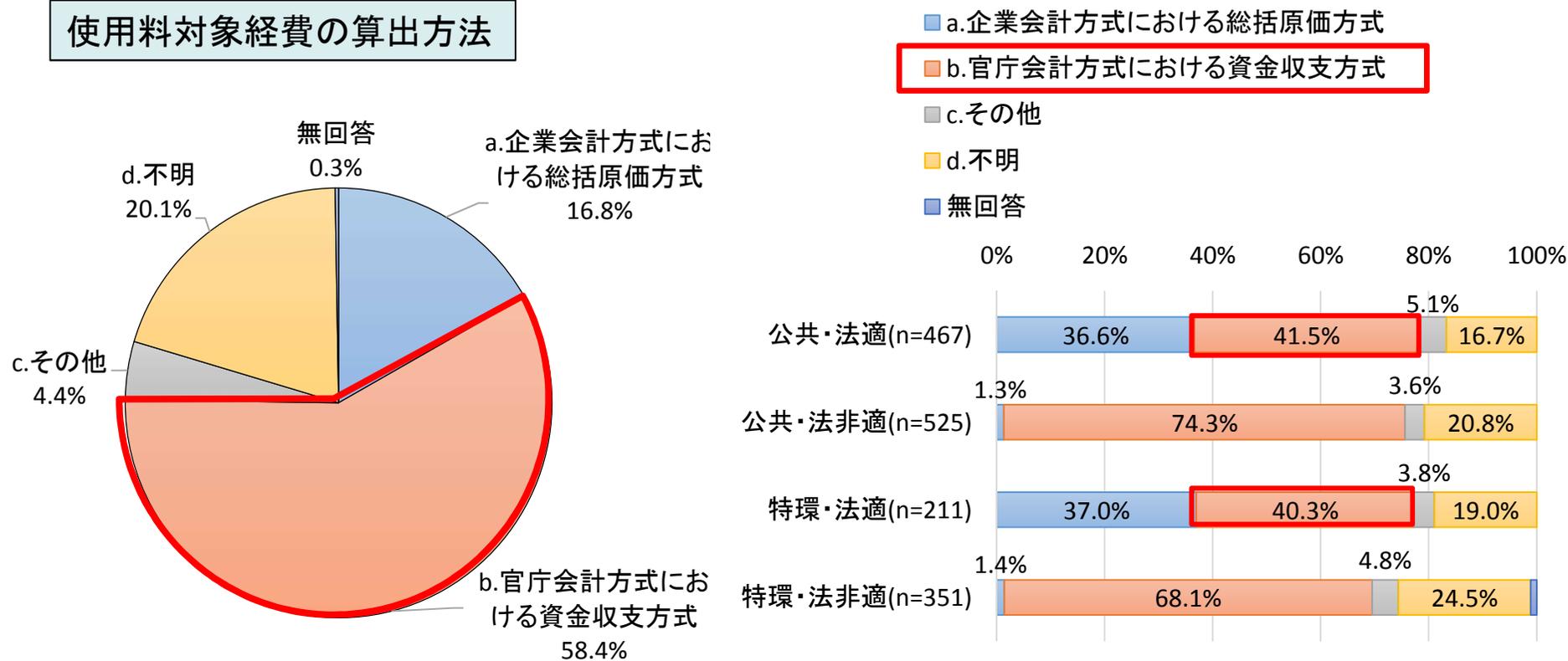
使用料体系の改定が必要ない理由(複数回答)



3. (2)対象経費の算出方法について

- 対象経費の算出に当たって、企業会計方式における総括原価方式の導入は16.8%にとどまり、58.4%の事業者が、「官庁会計方式における資金収支方式」を採用している。（公営企業会計が導入されている事業者でも、使用料対象経費の算出においては、4割程度が「官庁会計方式における資金収支方式」で使用料対象経費を算定している。）
- また、20%の事業者が「不明」と回答しており、「使用料対象経費」の概念自体が認識されていない可能性もある。

使用料対象経費の算出方法

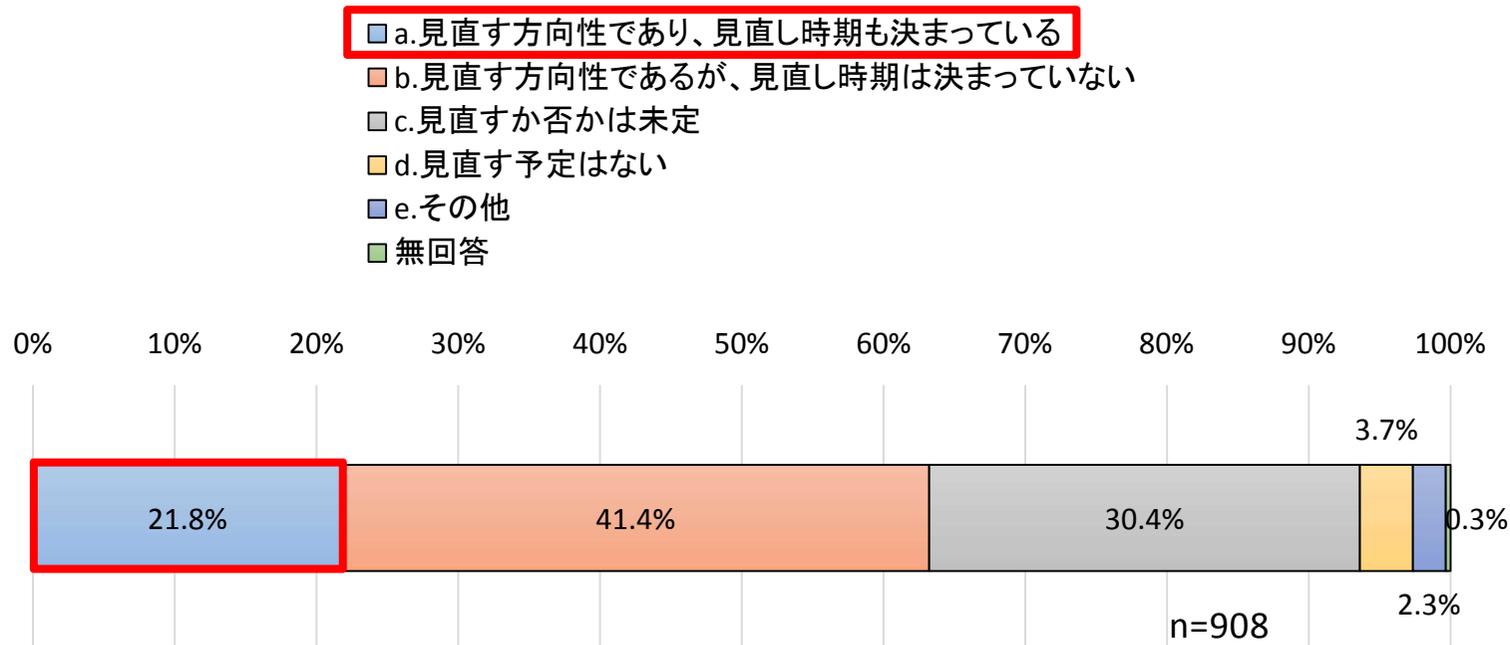


n=1,554

3. (2)対象経費の算出方法について

○ 総括原価方式に「見直す方向性」と回答した事業体の割合は6割以上となっているが、「見直し時期まで決まっている」事業体は21.8%に留まる。

資金収支方式から総括原価方式への見直しについて

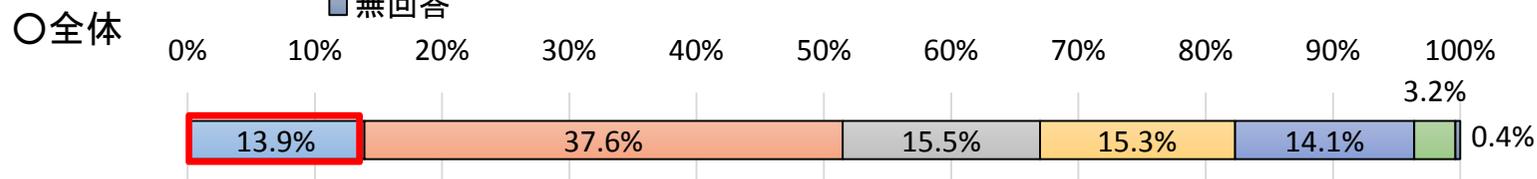


3. (3)対象経費の範囲について

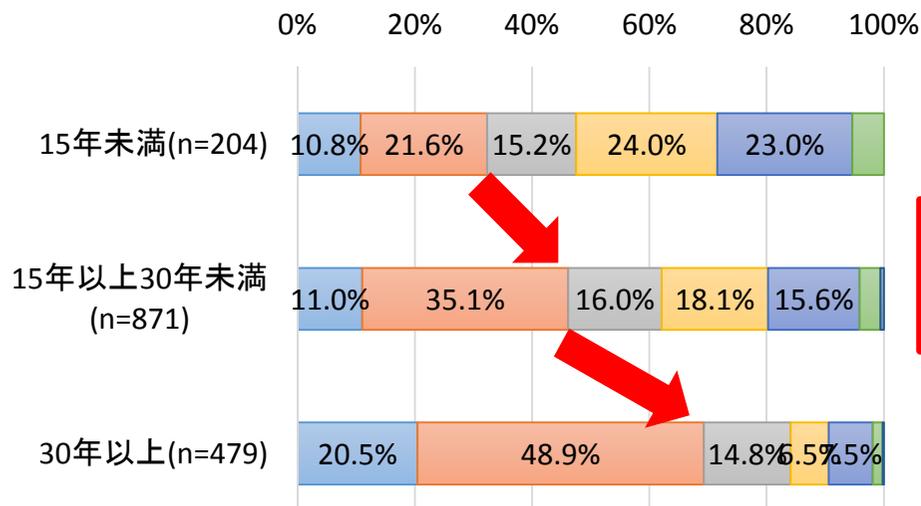
- 使用料対象経費の算入範囲は、「維持管理費(全額)+資本費(全額)」が基本となるが、そのように回答した事業者は、13.9%にとどまっている。
- 供用開始後年度別に分析すると、年数の経過に伴い対象経費の範囲が広がる傾向にある。
- また、象限区分別の分析では、汚水処理原価が150円を超える事業者(第2象限、第3-1象限等)ほど、対象経費の範囲が狭い傾向にある。

使用料対象経費の範囲

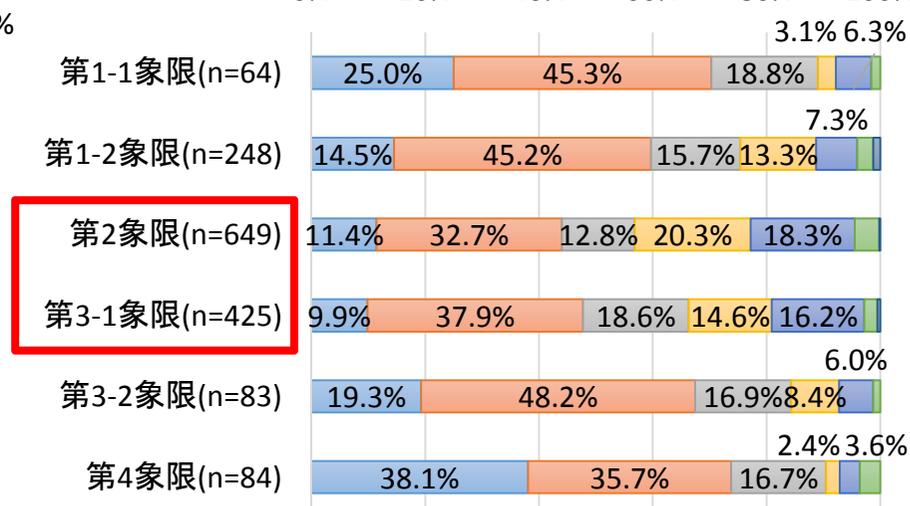
- a.維持管理費(全額)+資本費(全額)
- b.維持管理費(全額)+資本費(一部)
- c.維持管理費(一部)+資本費(一部)
- d.維持管理費(全額)
- e.維持管理費(一部)
- f.その他
- 無回答



○供用開始後年数別



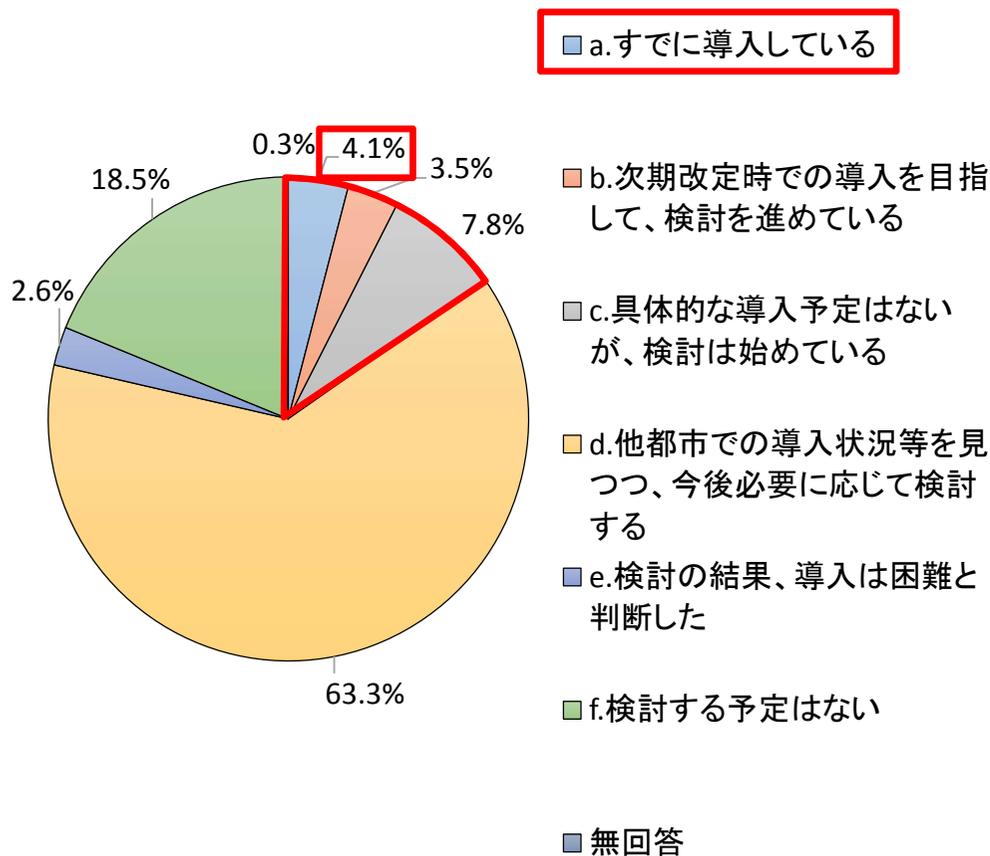
○象限区分別



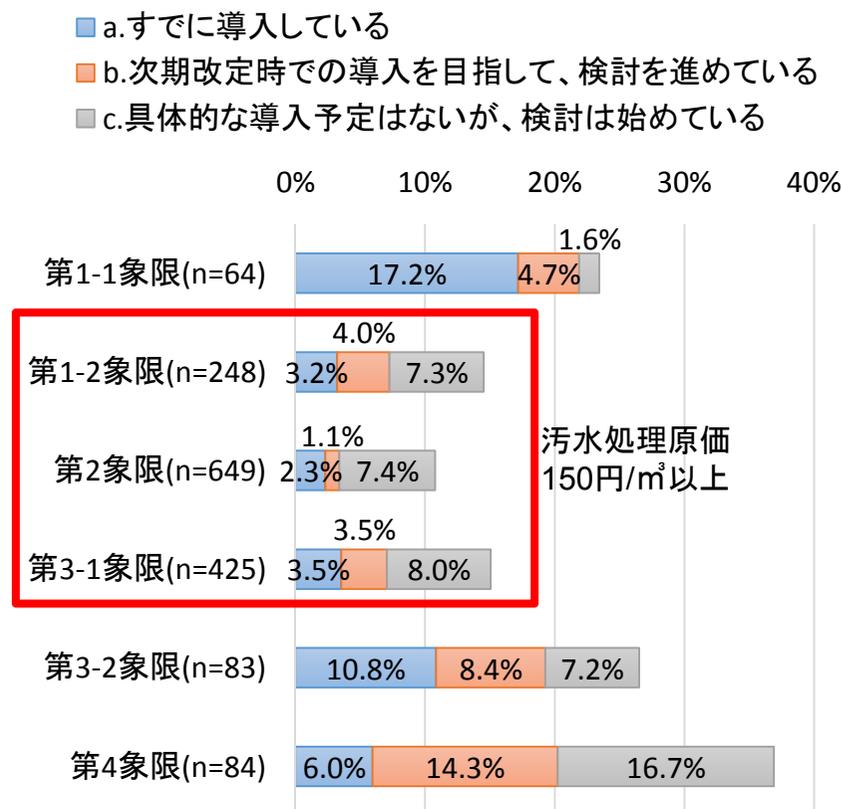
3. (3)対象経費の範囲について

- 資産維持費を「既に導入している」のは63事業体(4.1%)となっており、175事業体(11.3%)が導入を見据えて検討を始めている。
- 象限区分分析によると、汚水処理原価が150円を下回る事業体(第4、3-2、1-1)の方が、比較的導入に積極的となっている。

資産維持費導入の検討状況



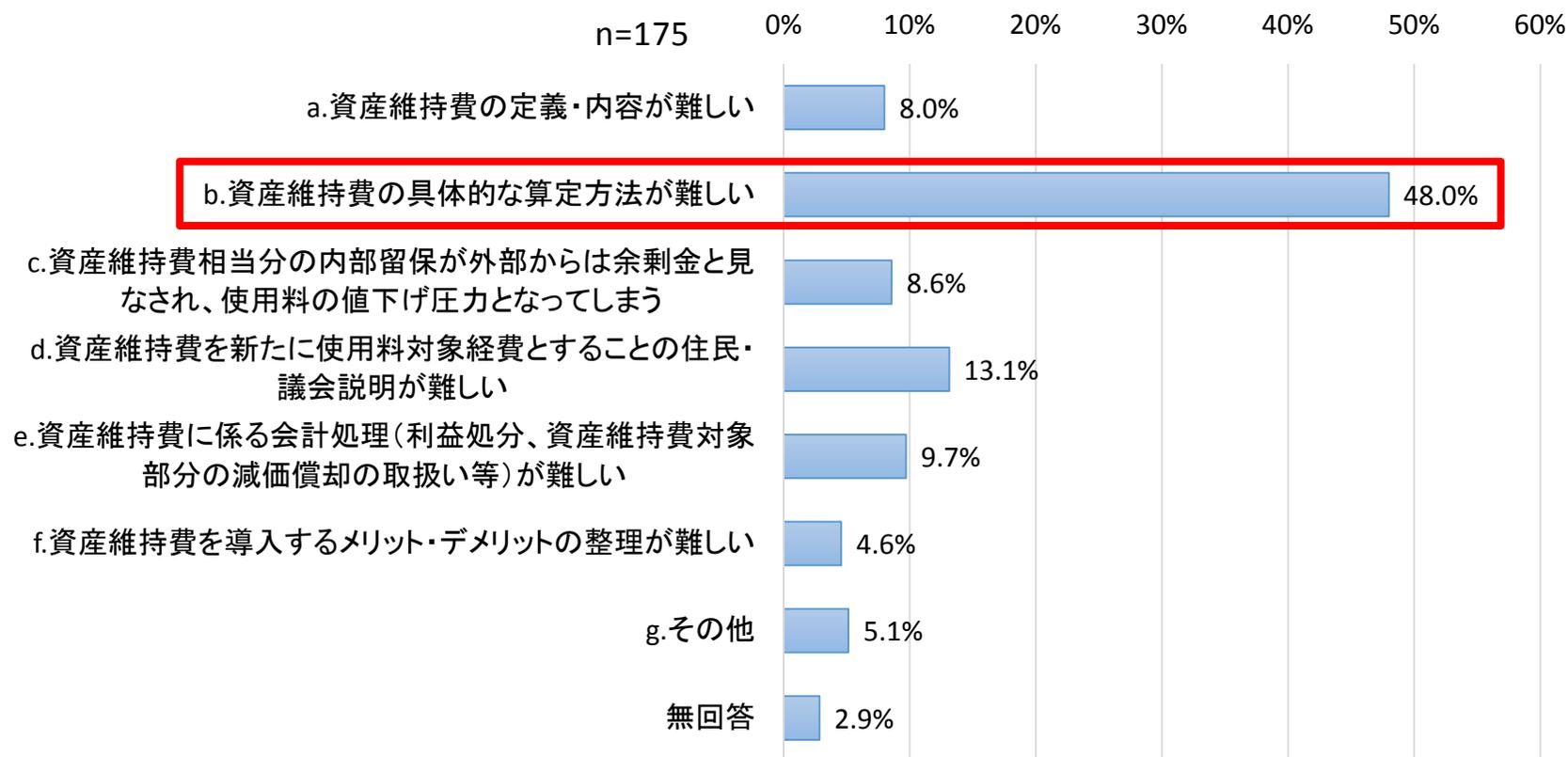
n=1,554



3. (3)対象経費の範囲について

○ 資産維持費導入に当たっての課題としては、「具体的な算定方法が難しい」と挙げている事業者が、48.0%で最も多い。

資産維持費導入に当たっての課題



3. (4)経費回収率について

- 経費回収率100%を達成し、現在まで概ね水準を維持している287事業体(18.5%)に、達成時点の情報を確認したところ、平均して供用開始から30.7年を要しており、使用料単価は167.8円/m³。
- 経費回収率100%未満団体に、今後の見通しを確認したところ、100%を実現するか否かは未定と回答した事業体が80.8%、見込みはあるが時期未定と回答した事業体が15.6%となっている。

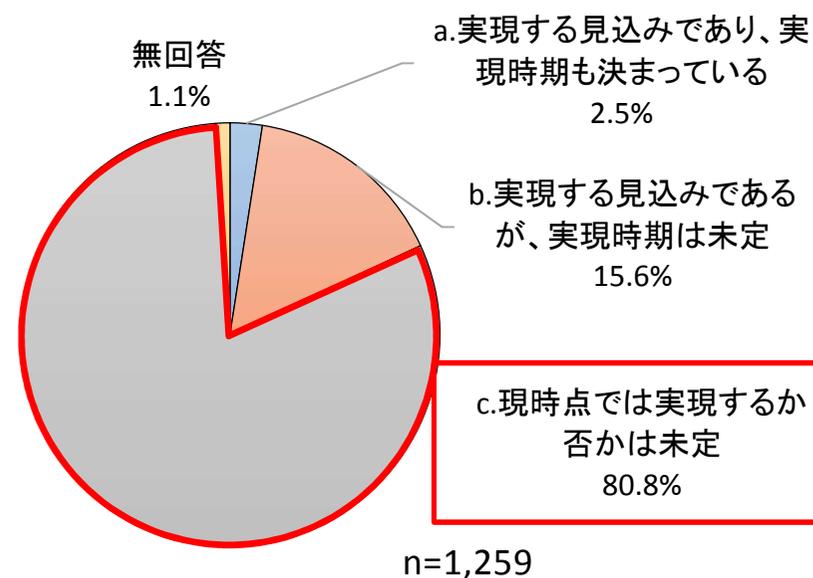
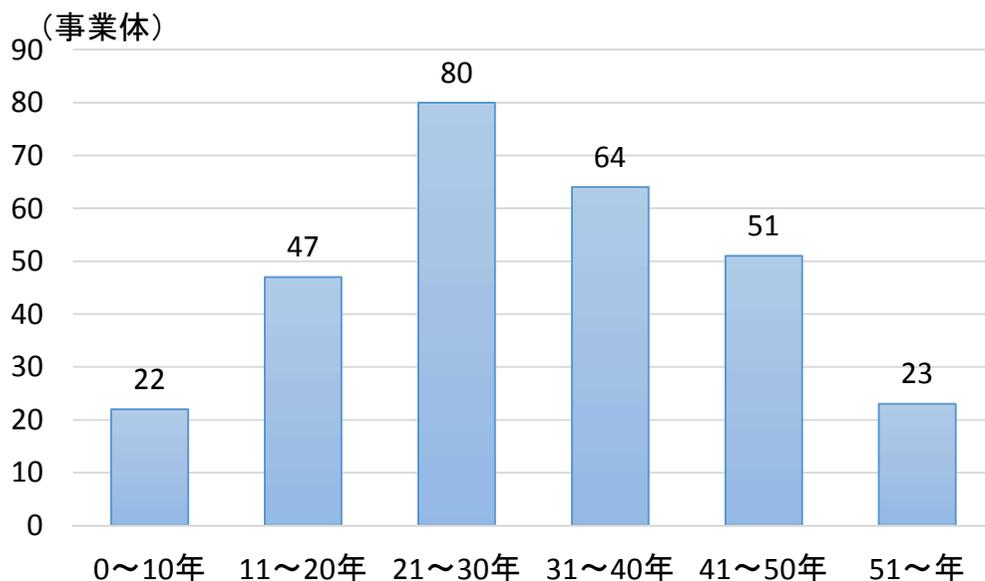
経費回収率100%達成時点の各種データ

○経費回収率100%を達成した年度における平均値 (n=287)

供用開始後年数	整備進捗率	接続率	使用料単価	汚水処理原価
30.7年	84.7%※	87.7%	167.8円/m ³	162.8円/m ³

(注) 整備進捗率はR1.12.2時点のデータである。

○経費回収率100%を達成するのに要する年数の分布



※人口規模別、人口密度別にみると、人口規模が大きいほど、人口密度が高いほど、「c.現時点では実現するか否かは未定」の割合が低くなる傾向にある。

※経費回収率100%を達成した年度の記載が適切な事業体287を分析対象としている。
回答があったものの記載が不適切だった8事業体は分析対象から除外した。

3. (4) 経費回収率について

- 処理区域内人口規模が大きいほど、経費回収率100%を達成した時点での「供用開始後年数」、「整備進捗率」、「接続率」の値が大きく、事業規模の大きさに起因するものと推測される。
- 一方、「使用料単価」や「汚水処理原価」は、処理区域内人口規模が大きいほど、値が小さくなる傾向にあり、事業の進捗に時間を要するものの、規模の経済が効いていると推測できる。

【参考】経費回収率100%達成時点の各種データ(人口及び人口密度別)

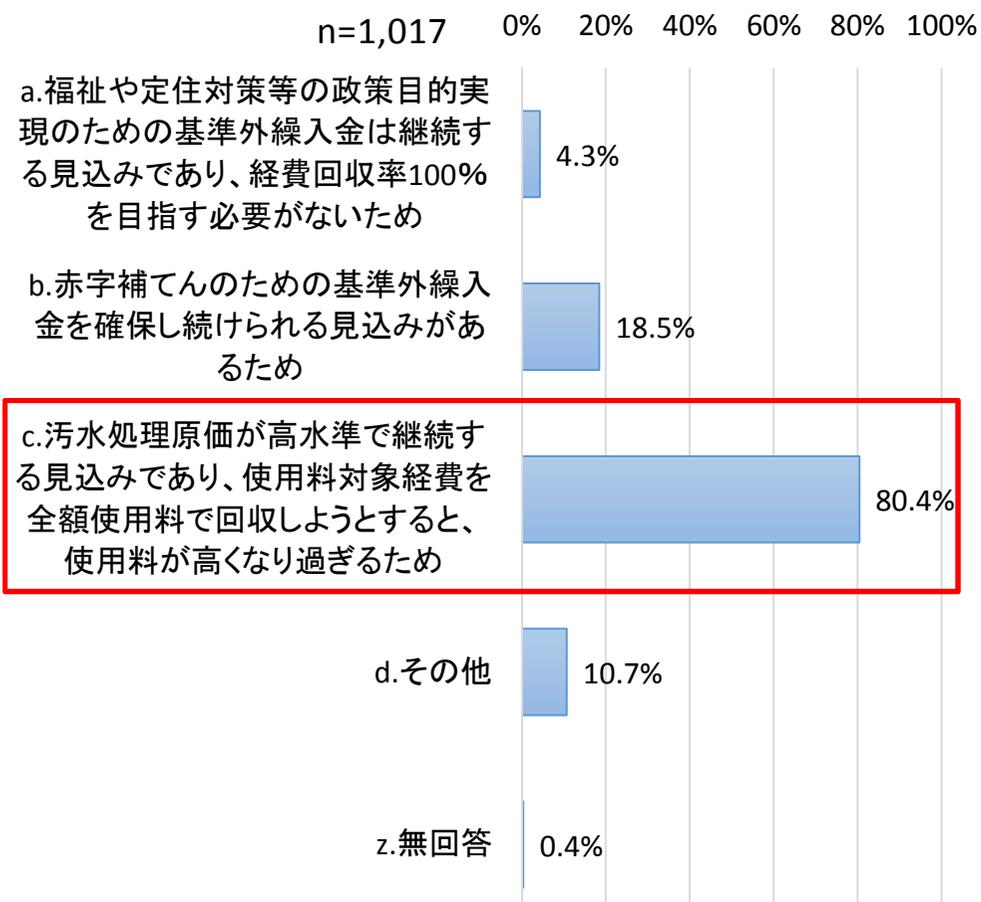
属性区分		事業体数		指標(平均値)				
			うち回収	供用開始後年数(年)	整備進捗率(%)	接続率(%)	使用料単価(円/m ³)	汚水処理原価(円/m ³)
処理区域内人口別	10万人以上	161	87	44.8	91.1	94.3	143.7	136.4
	3万人以上 10万人未満	251	79	31.4	87.8	91.5	155.6	147.4
	3万人未満	1,142	121	20.2	78.2	80.4	193.0	191.9

(注) 整備進捗率はR1.12.2時点のデータである。

3. (4)経費回収率について

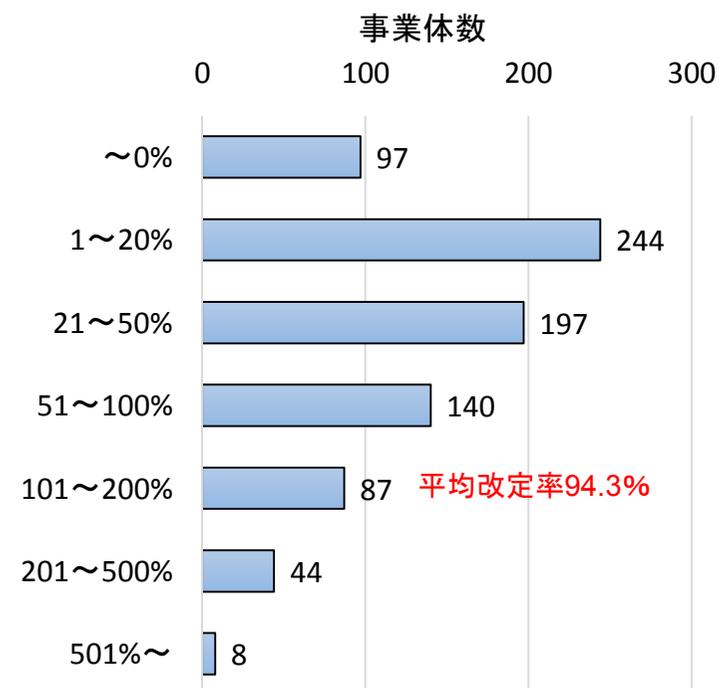
- 経費回収率100%達成の見込みがない理由として、80.4%の事業者が「汚水処理原価が高水準で継続する見込みであり、使用料で回収しようとするとなくなり過ぎるため」としている。
- 当該回答をした818の事業者が、仮に現時点で経費回収率100%を達成しようとする、その平均改定率は、94.3%になると試算される。

経費回収率100%達成の見込みがない理由(複数回答)



経費回収率100%の実現のための改定率(試算)

○分流式下水道等に要する経費控除後において経費回収率100%を目指す場合の平均改定率の分布(n=818)

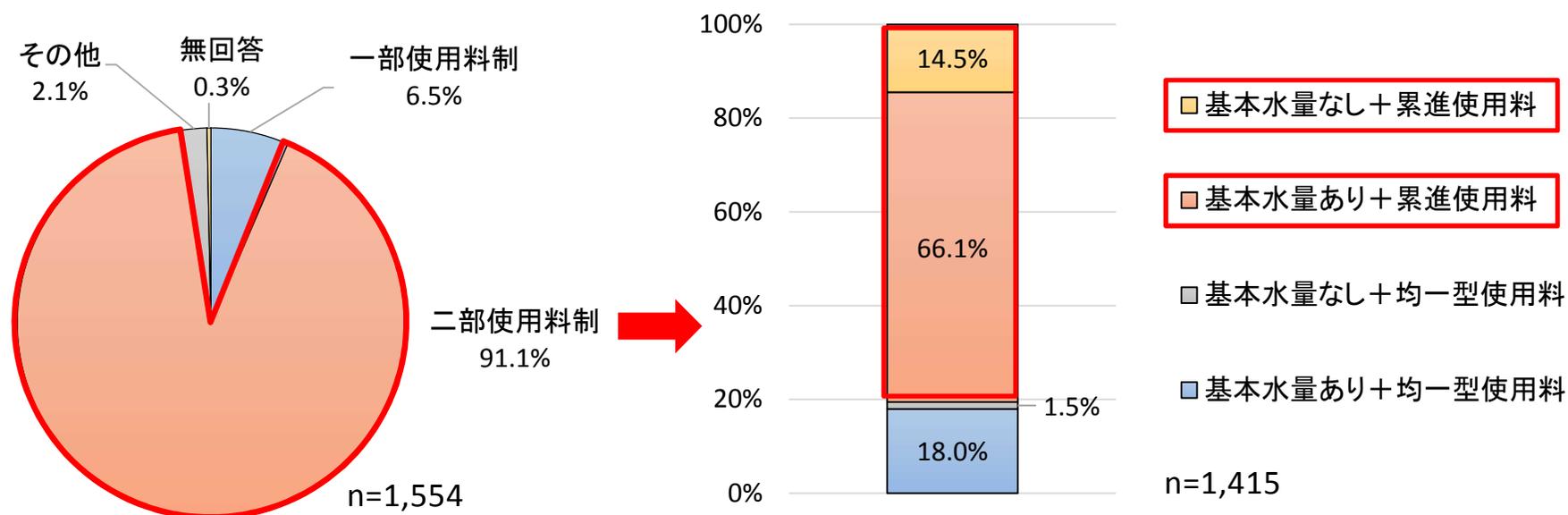


※マイナス改定事業者が存在する理由:問18は、問15を回答しなかった事業者が対象となっており、問15において経費回収率100%を達成しているにもかかわらず、その達成年度が不明なため回答しなかった事業者も、本問に回答している可能性が考えられる。

3. (5) 使用料体系について

○ 二部使用料制を採用している事業者は、91.1%となっており、そのうち、80.6%が、従量使用料として累進制を採用している。

現行の使用料体系について



※均一型使用料については、人头制の使用料体系を採用している事業者が含まれている可能性がある。

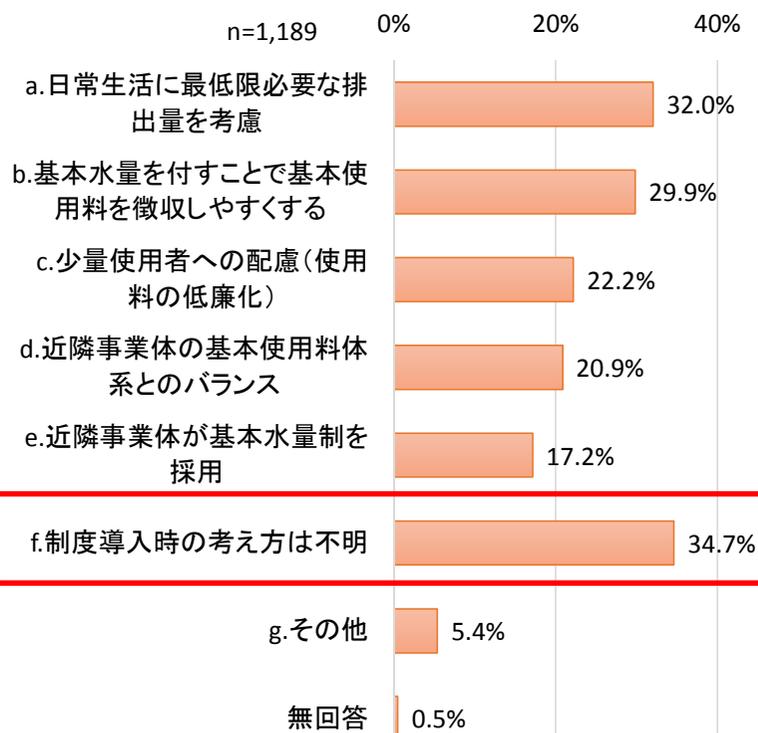
3. (6)基本水量について

○ 基本水量制※を採用した理由について、「不明」が34.7%で最も多く、次いで32.0%が「日常生活に最低限必要な排出量を考慮」と挙げている。

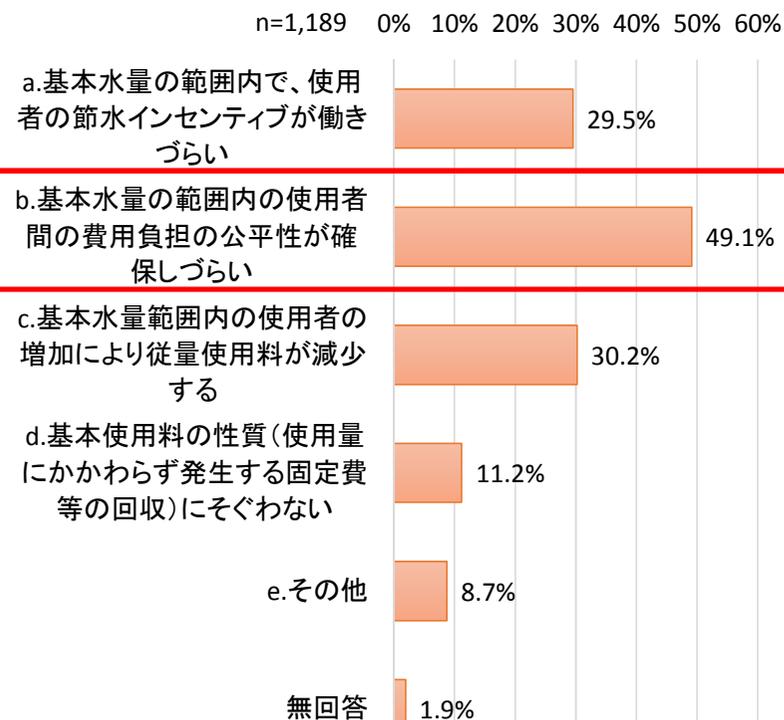
○ 基本水量制の課題として、「基本水量の範囲内の使用者間の費用負担の公平性が確保しづらい」が最も多く49.1%となっている。

※「基本水量制」とは、二部使用料制における「基本使用料」の中に、日常生活の上で最低限必要なナショナル・ミニマムとしての排出量を考慮した「基本水量」に相当する従量使用料分を含めた使用料制度のこと。使用水量が基本水量までであれば、基本使用料での定額制となる。

基本水量制を採用している理由(複数回答)



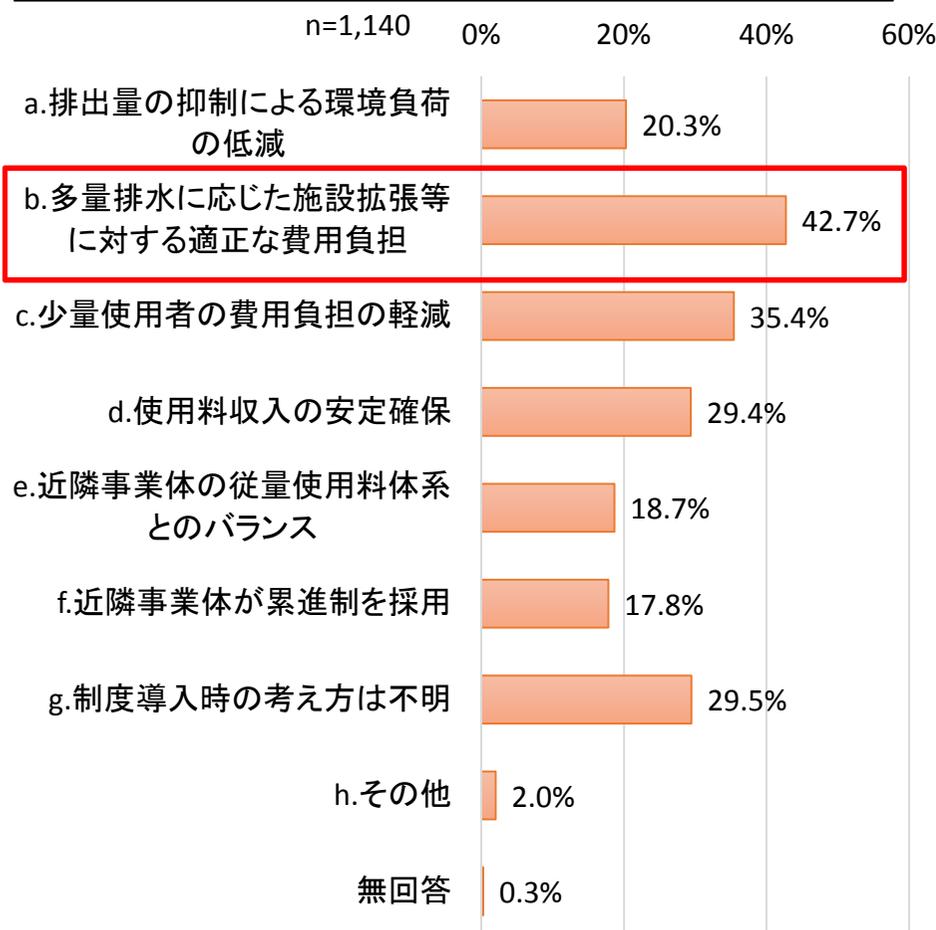
基本水量制の課題(複数回答)



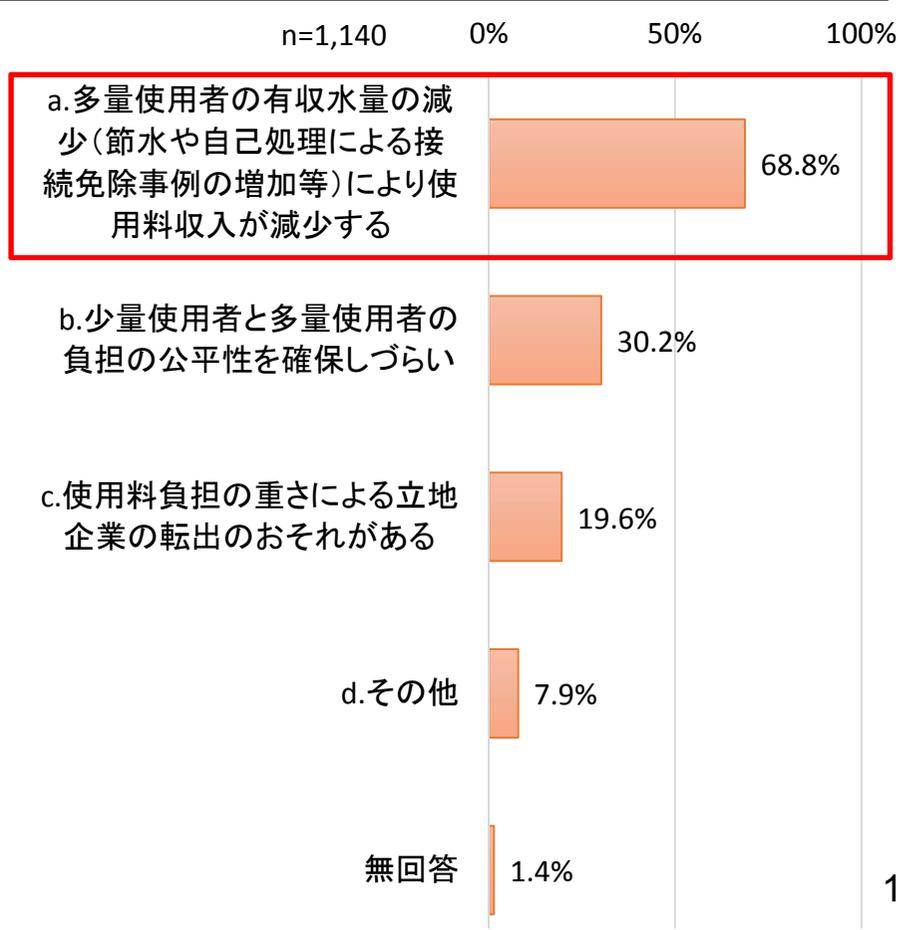
3. (7)従量累進制について

- 累進制の従量使用料を採用した理由として、「多量排水に応じた施設拡張等に対する適正な費用負担」が最も多く42.7%となっている。「制度導入時の考え方は不明」は29.5%を占める。
- 累進制の従量使用料の課題として、「多量使用者の有収水量の減少(節水や自己処理による接続免除事例の増加等)により使用料収入が減少する」が7割近くを占める。

累進制の従量使用料を採用している理由(複数回答)



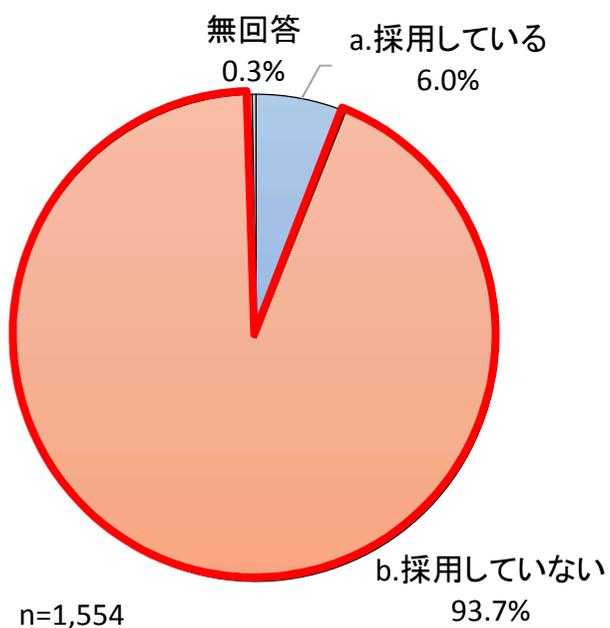
累進制の従量使用料の課題(複数回答)



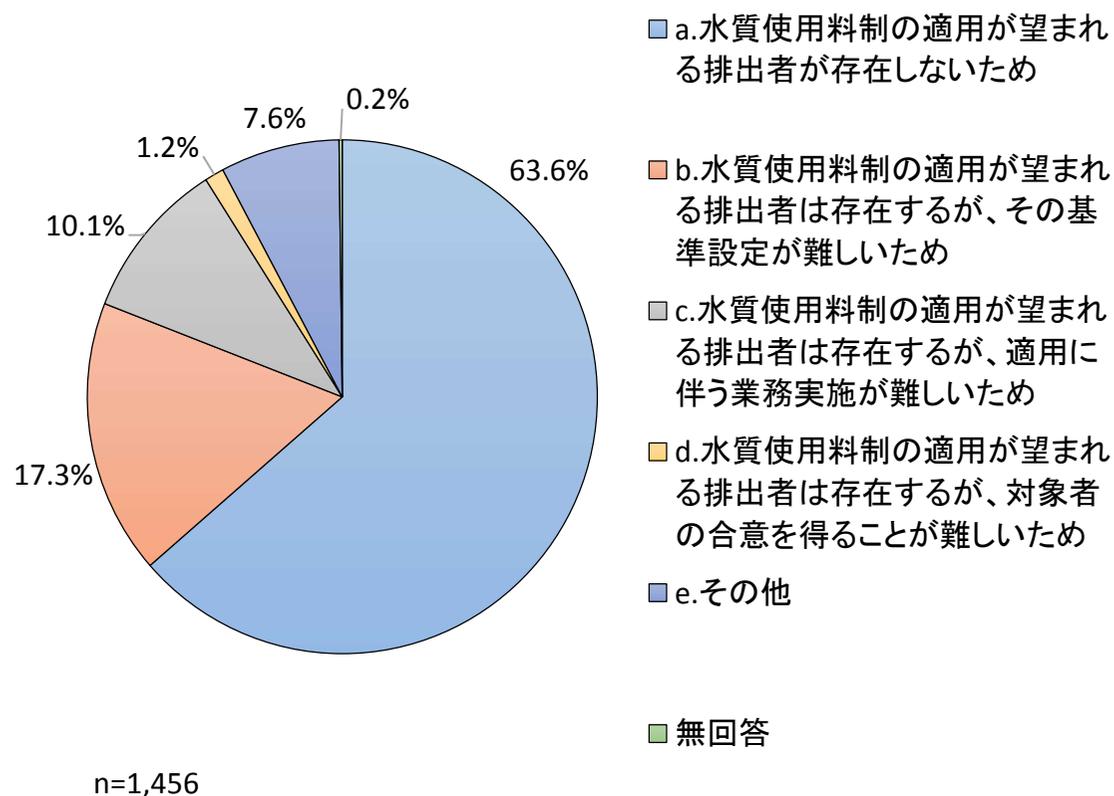
3. (8) 水質使用料について

- 水質使用料制を採用している事業体は6.0%にとどまっている。
- 不採用の理由としては、「適用が望まれる排出者が存在しない」が最も多く63.6%。一方で、「適用が望まれる排出者は存在するが、その基準設定が難しい」(17.3%)や、「適用に伴う業務実施が難しい」(10.1%)等の理由から採用していない事業体の割合が、約3割となっている。

水質使用料制の採用割合



水質使用料制を採用していない理由

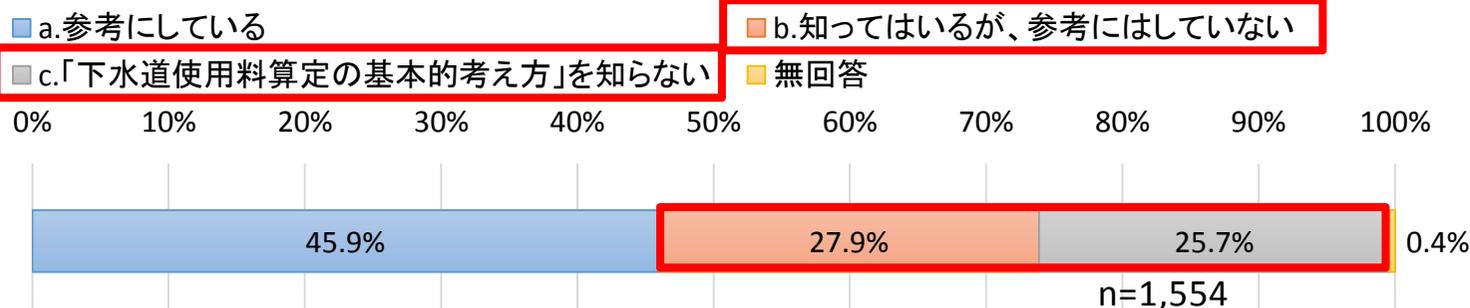


- a. 水質使用料制の適用が望まれる排出者が存在しないため
- b. 水質使用料制の適用が望まれる排出者は存在するが、その基準設定が難しいため
- c. 水質使用料制の適用が望まれる排出者は存在するが、適用に伴う業務実施が難しいため
- d. 水質使用料制の適用が望まれる排出者は存在するが、対象者の合意を得ることが難しいため
- e. その他
- 無回答

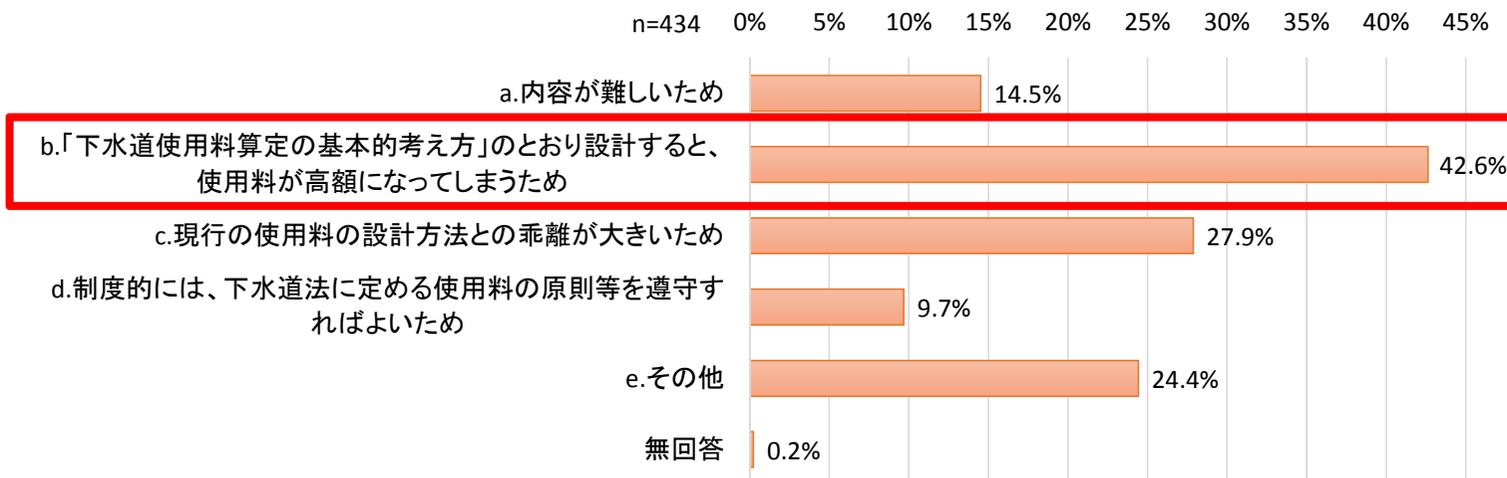
3. (9)「下水道使用料算定の基本的考え方」の活用状況について

- (公社)日本下水道協会が発行する「下水道使用料算定の基本的考え方」の存在を知らない、あるいは、知っていても参考にしていない事業者が半数以上となっている。
- その理由としては、「使用料が高額になってしまう」(42.6%)、「現行の使用料の設計方法との乖離が大きい」(27.9%)、「内容が難しい」(14.5%)が挙げられている。

「下水道使用料算定の基本的考え方」((公社)日本下水道協会)の認知度



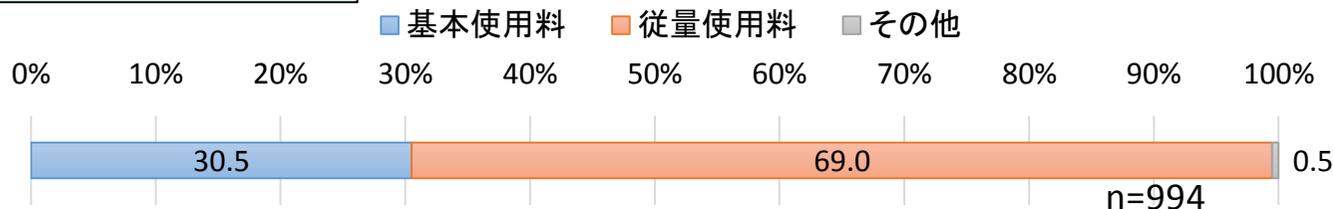
「下水道使用料算定の基本的考え方」((公社)日本下水道協会)参考にしていない理由(複数回答)



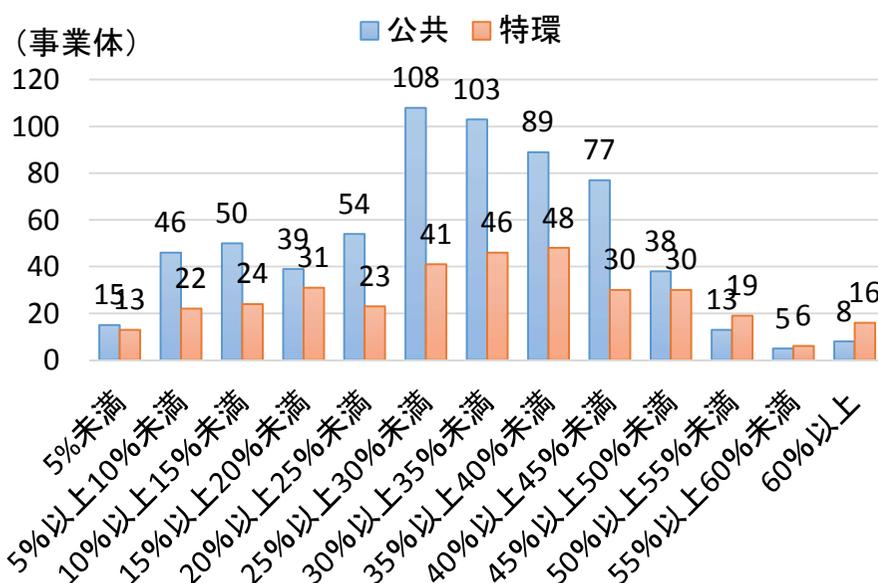
3. (10) 使用料対象経費の配賦方法について

- 使用料対象経費の配賦結果として、平均すると基本使用料収入30.5%、従量使用料収入69.0%となっている。
- 公共下水道では、基本使用料割合が25%以上30%未満の事業者が最も多い。特定環境保全公共下水道では、基本使用料割合が35%以上40%未満の事業者が最も多い。
- 象限区分別では、第2象限の事業者の基本使用料割合が平均を上回っている。

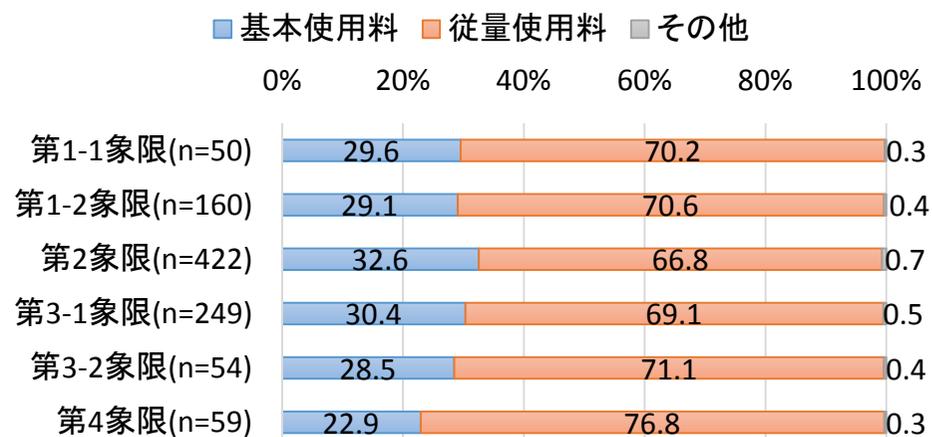
基本使用料と従量使用料の収入割合



○ 事業別の基本使用料割合の分布



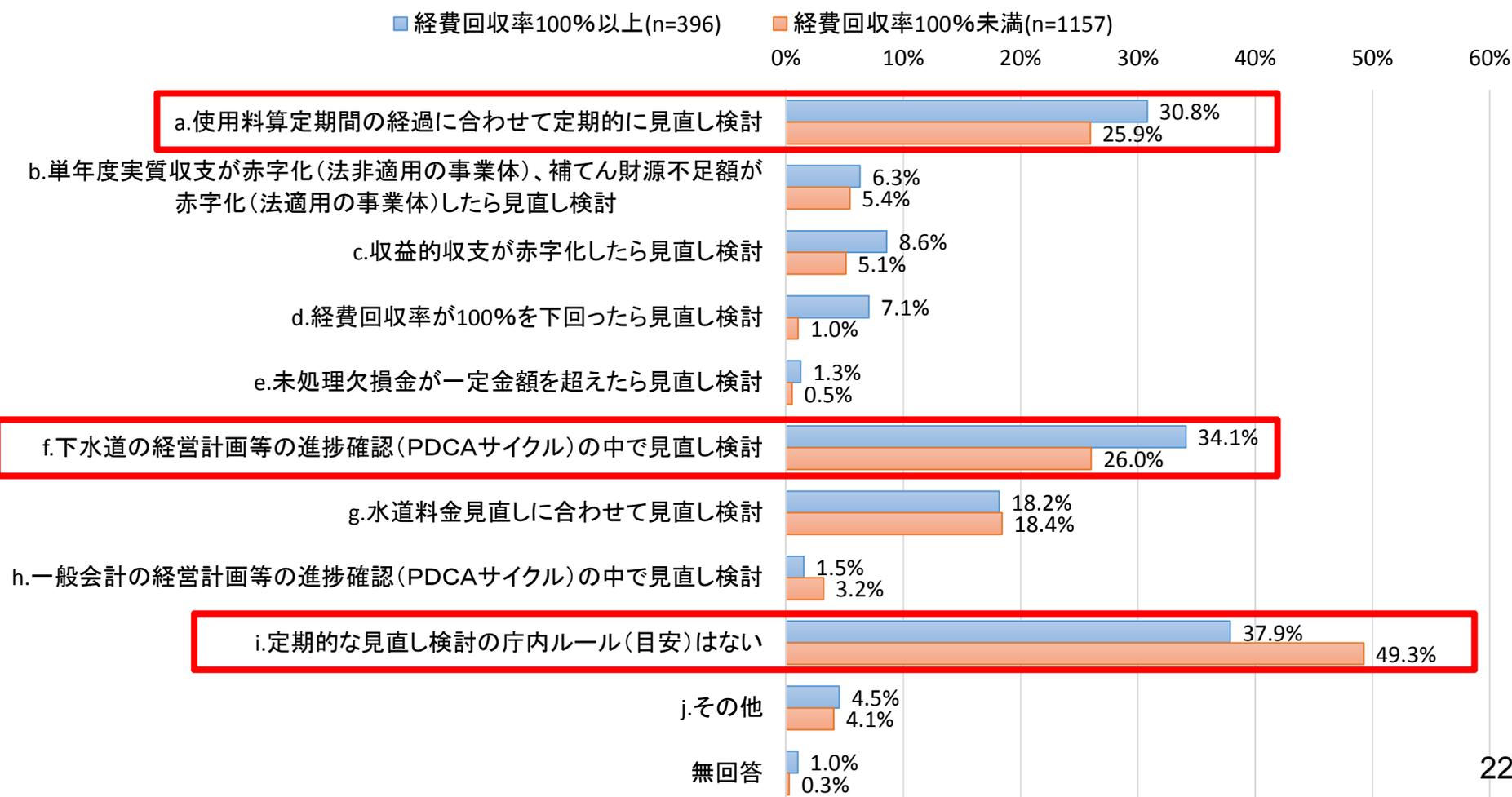
○ 象限区分別の基本使用料と従量使用料の収入割合



3. (11) 使用料の見直しルール等について

○ 使用料の見直しに関して、「定期的な見直しの庁内ルール(目安)はない」が最も多くなっており、全1,554事業体に占める割合は46.3%。このうち、特に経費回収率100%未満の事業体の方が、経費回収率100%以上の事業体と比較して、10%以上高くなっている。

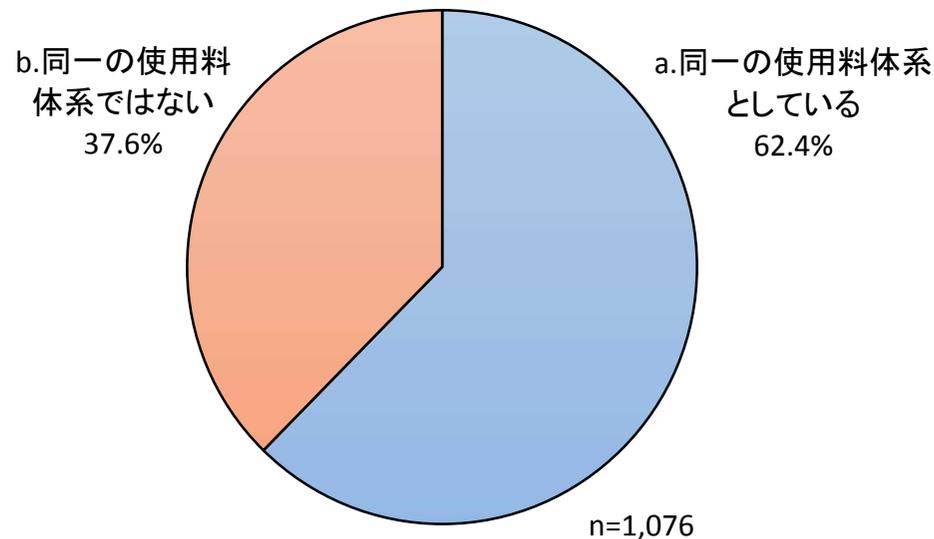
使用料の見直しを検討する庁内ルール(目安)(複数回答)



○ 使用料に関して、公共下水道と集落排水等の他の生活排水処理事業とで、「同一の使用料体系としている」事業者が62.4%を占めている。

※ 設問上「使用料体系」の用語説明を十分に記さなかったため、使用料体系における単価水準まで同一か否かは、不明。

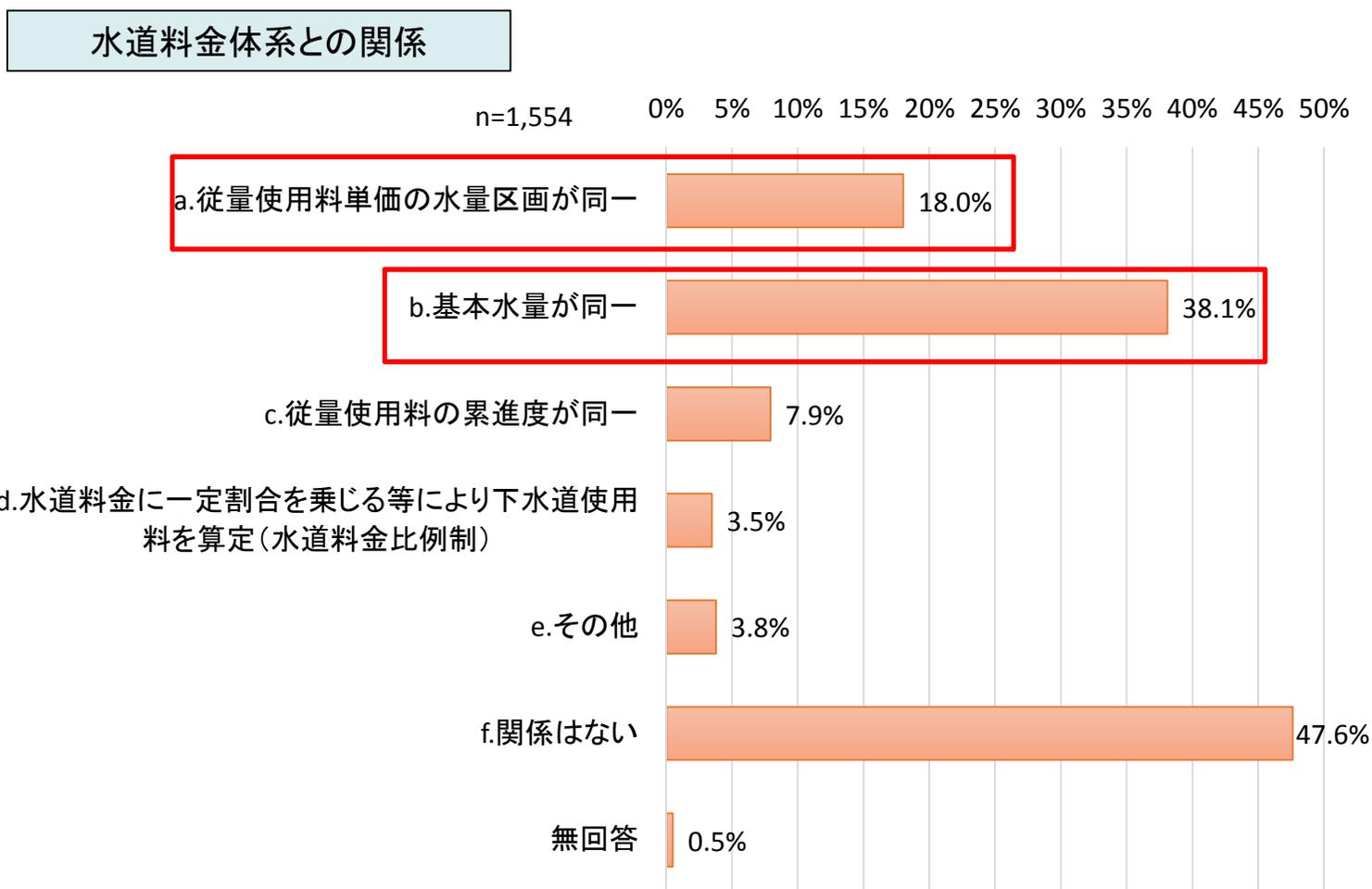
下水道法に基づく下水道以外の生活排水処理事業の使用料体系との関係



※回答事業者1,554件のうち、有効回答件数は1,076件。残りの478事業者は「無回答」。割合の算出に当たっては、「無回答」の事業者について、「下水道法に基づく下水道以外の生活排水処理事業」を有しないとみなし、除外している。

3. (13) 下水道使用料体系と水道料金体系との関係について

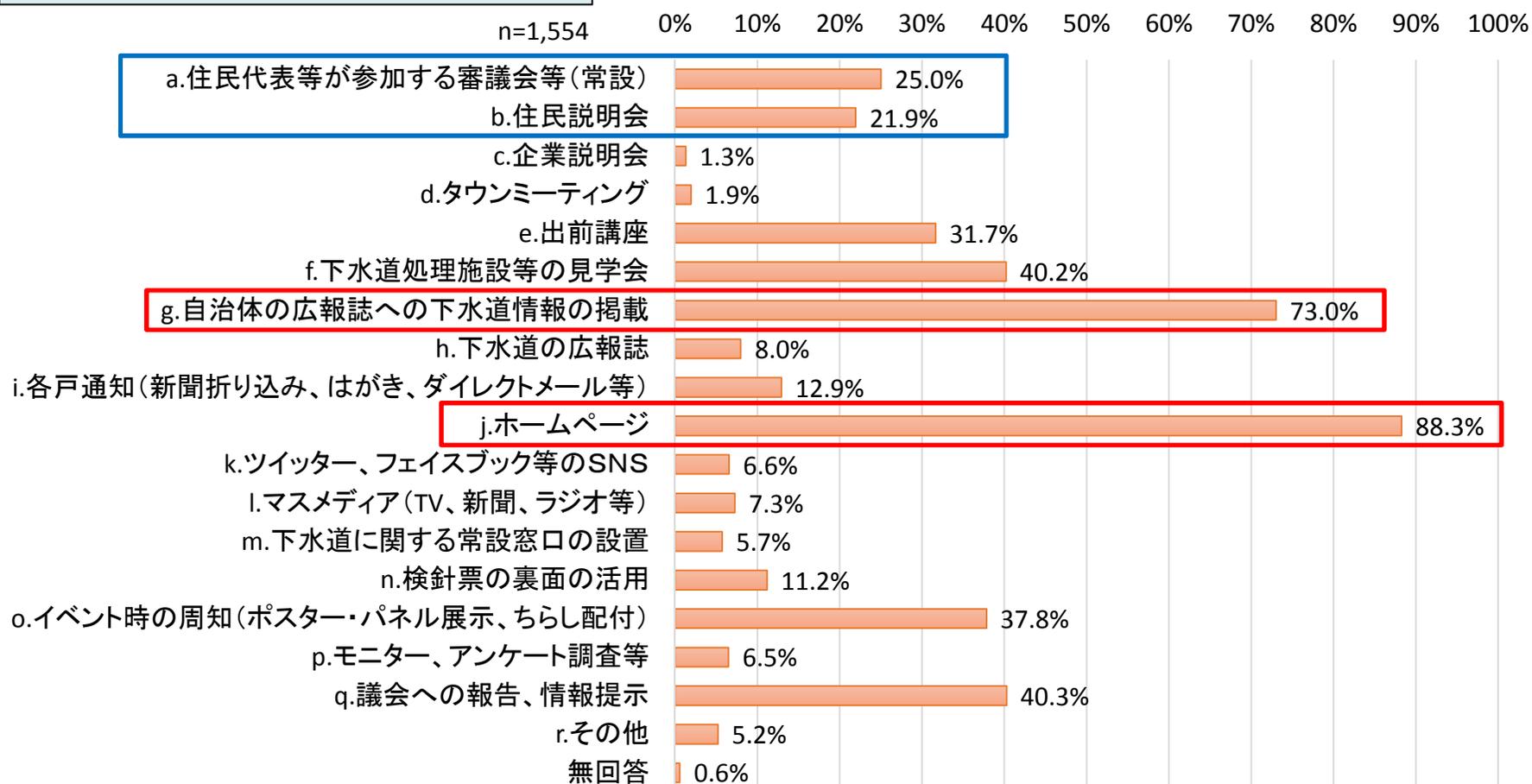
○ 水道料金体系とは約半数の47.6%が「関係はない」との回答であったが、「基本水量が同一」が38.1%、「従量使用料単価の水量区画が同一」が18.0%を占めている。



3. (14) 広報・広聴の取り組みについて

○日頃の広報等の情報発信について、「ホームページ」や「自治体広報誌」といった媒体が主流となっており、「住民代表等が参加する審議会等(常設)」や「住民説明会」を行っている事業者は2割程度となっている。

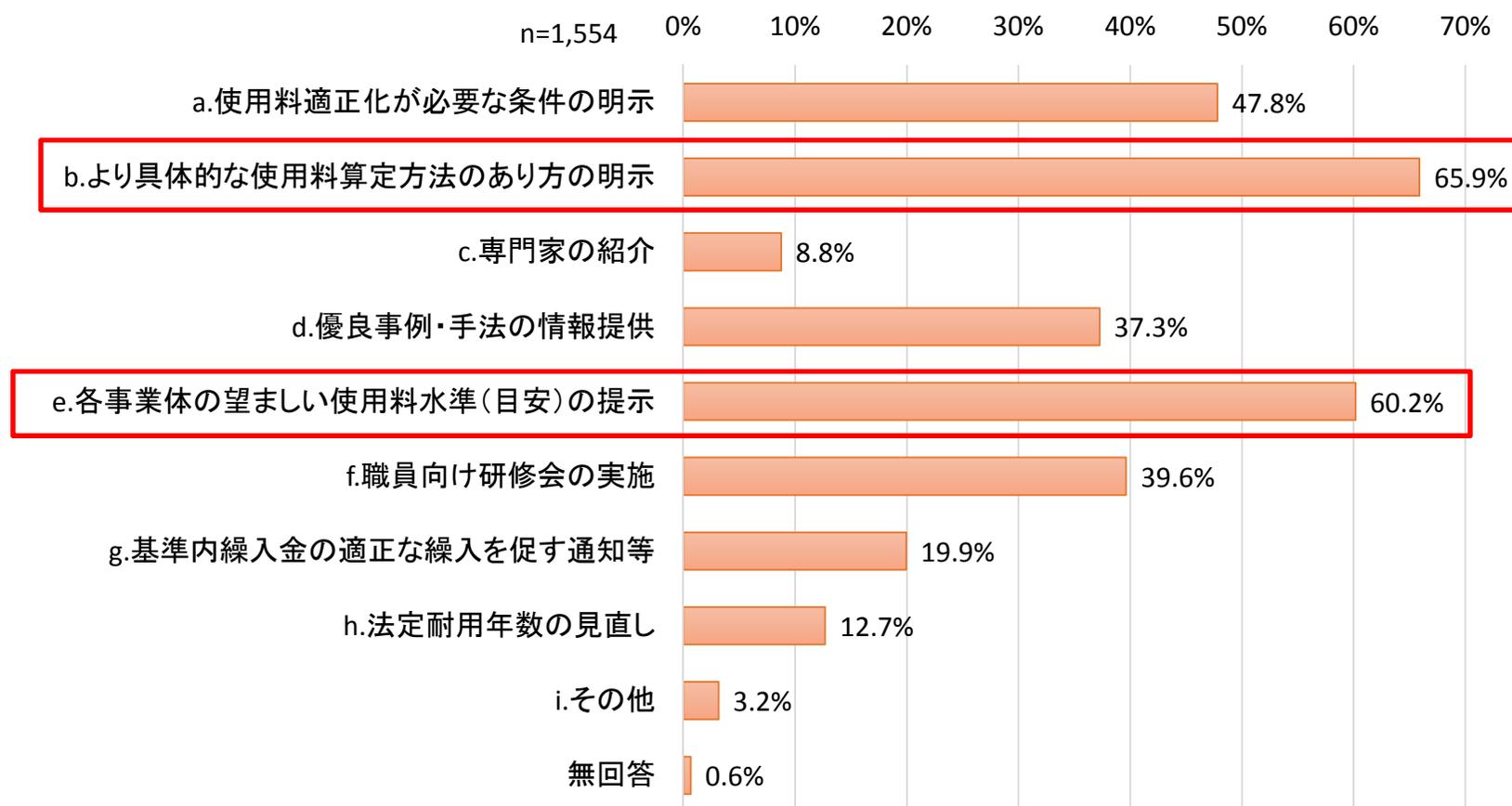
普段の広報・広聴の取り組み(複数回答)



3. (15) 使用料の適正化に係る国に期待する支援内容について

○ 国に期待する支援内容として、65.9%が「より具体的な使用料算定方法のあり方の明示」を、60.2%が「各事業体の望ましい使用料水準(目安)の提示」を求めている。

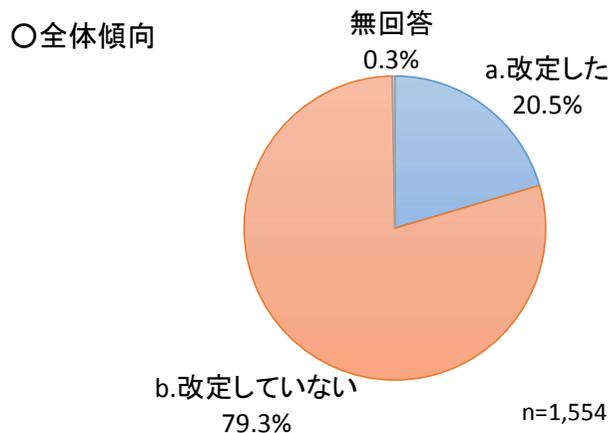
国土交通省からの支援内容として望ましいもの(複数回答)



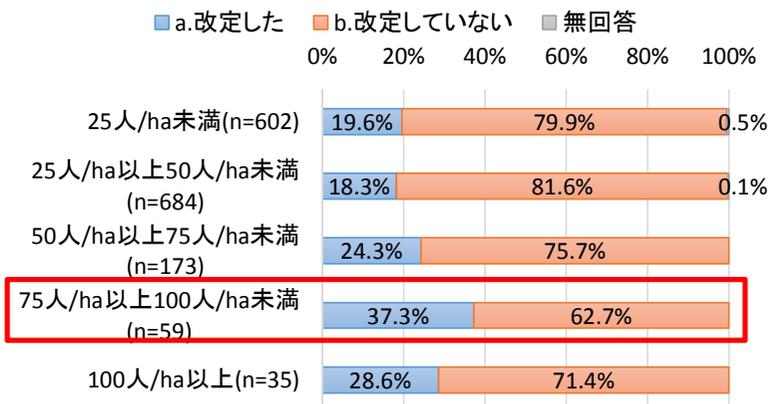
4. (1)直近5か年で改定した事業体の使用料改定の概要について

- 直近5か年で使用料を改定した事業体は、約2割にとどまる。
- 人口規模別では規模が大きいほど改定している事業体が多い。処理区域内人口密度別では、75～100人/haの事業体の改定割合が最も高い。
- 象限区分別では、第4象限、第1-1象限(経費回収率100%以上かつ汚水処理原価150円未満)の改定割合が比較的高く、小規模で汚水処理原価が高い事業体ほど、改定がなされていない現状がうかがえる。

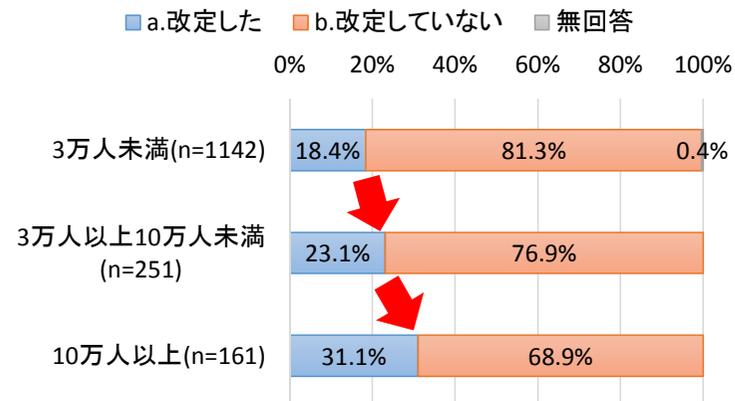
直近の5年間における実質的な使用料改定状況



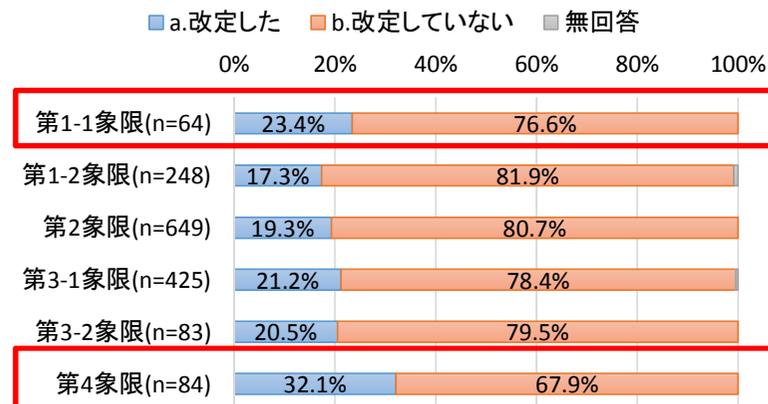
○処理区域内人口密度別



○処理区域内人口規模別



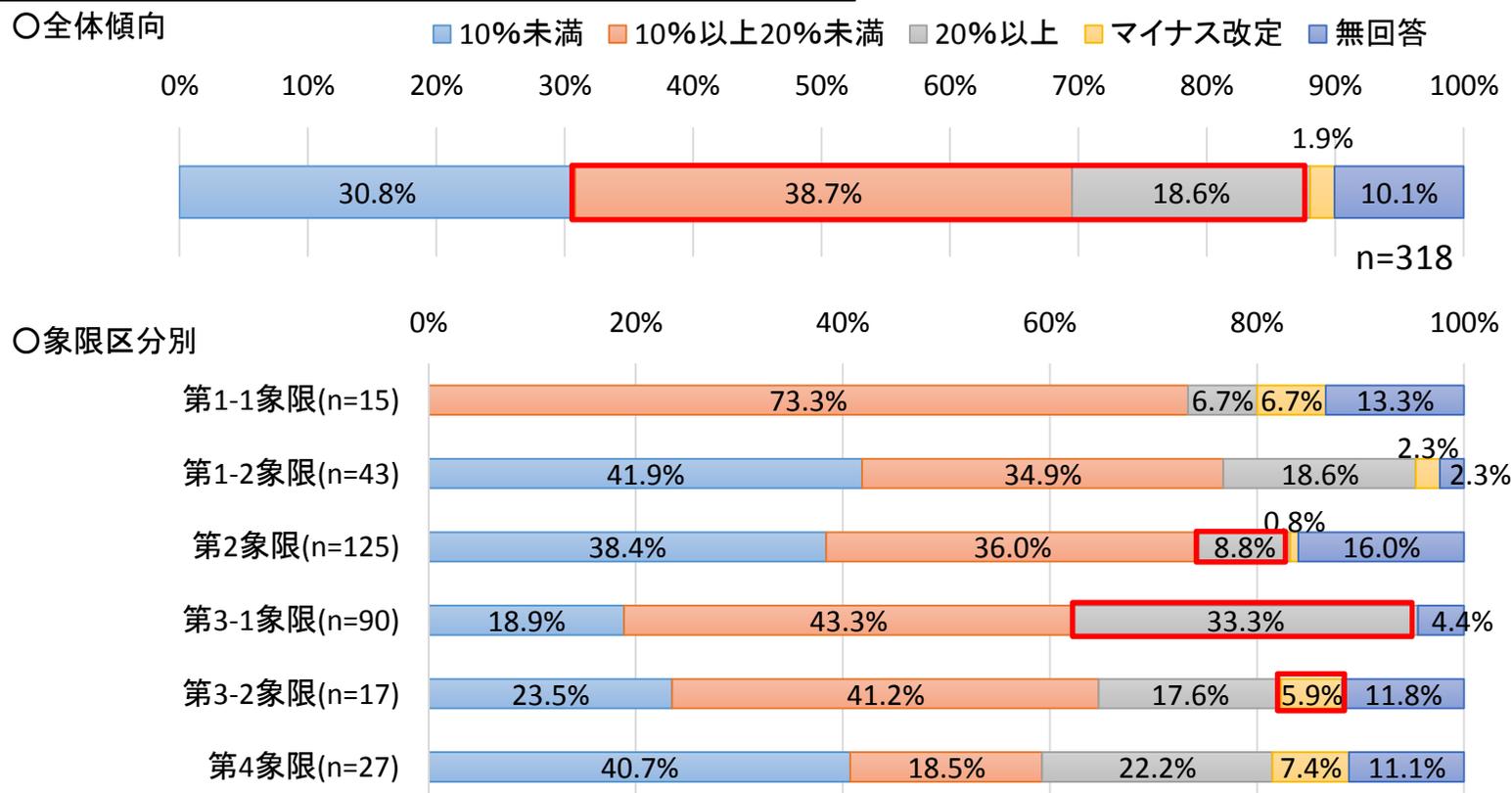
○象限区分別



4. (2)直近5か年で改定した事業体の平均改定率

- 全体の傾向としては、10%以上改定している事業体の割合が57.2%となっている。
- 象限区分別にみると、20%以上の改定をしている事業体の割合は第3-1象限(経費回収率100%未満、使用料水準3,000円/20㎡未満、汚水処理原価150円/㎡以上)が最も高く33.3%となっている。
- 一方で、第2象限(経費回収率100%未満、使用料水準3,000円/20㎡以上、汚水処理原価150円/㎡以上)においては、20%以上の改定事業体の割合が8.8%に留まっている。なお、第3-2象限(経費回収率100%未満、使用料水準3,000円/20㎡未満、汚水処理原価150円/㎡未満)においては、マイナス改定をした事業体が5.9%を占めている。

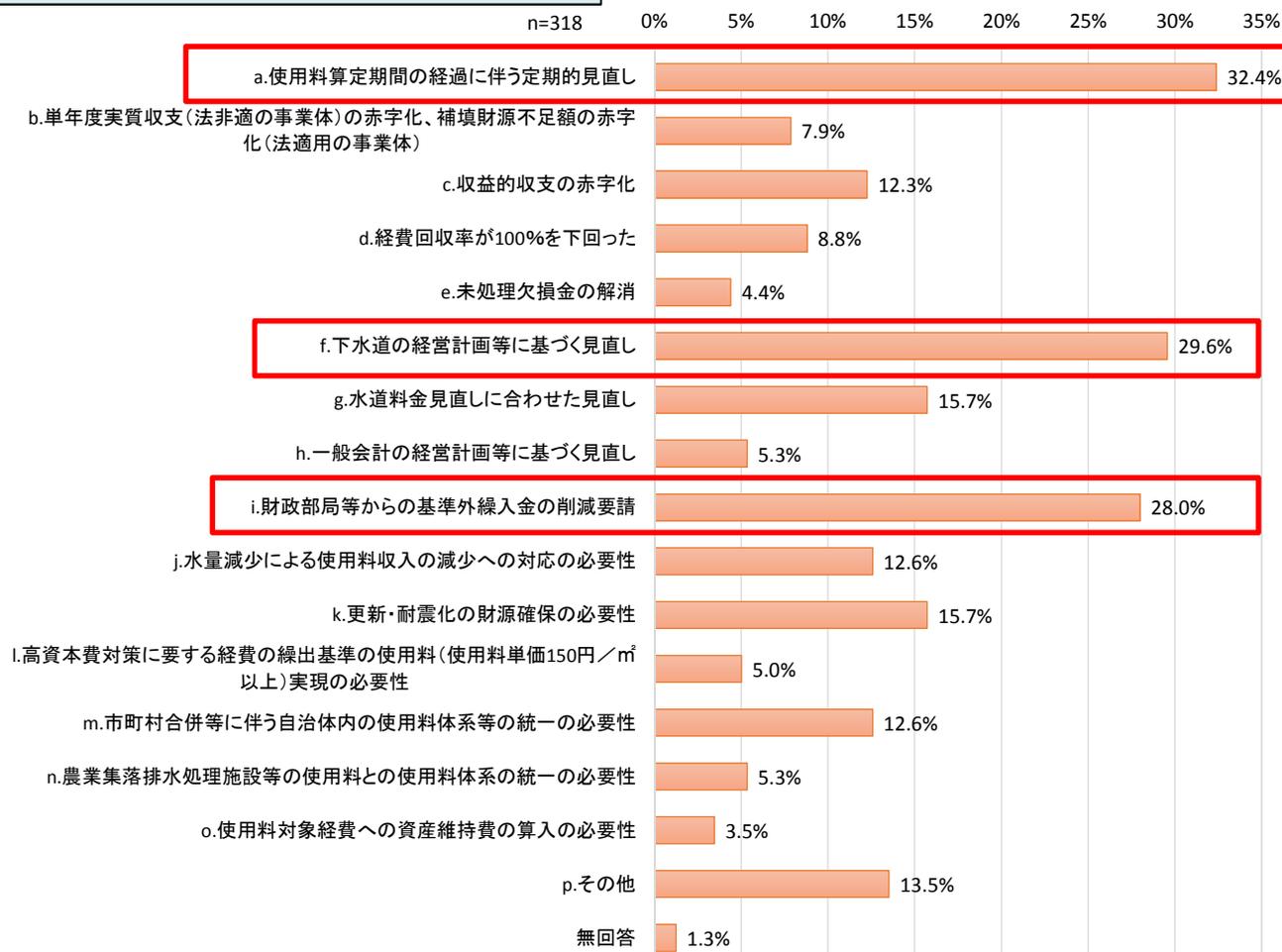
直近5年間の実質的な使用料改定における平均改定率



4. (3)直近5か年で改定した事業体の使用料改定の契機について

○ 使用料を改定したきっかけとして、「使用料算定期間の経過に伴う定期的見直し」が32.4%、「下水道の経営計画等に基づく見直し」が29.6%、そのいずれかを選択した54.0%の事業体は、定期的な見直しルールの下で改定を行っているが、「財政部局等からの基準外繰入金削減要請」が28.0%となっている。

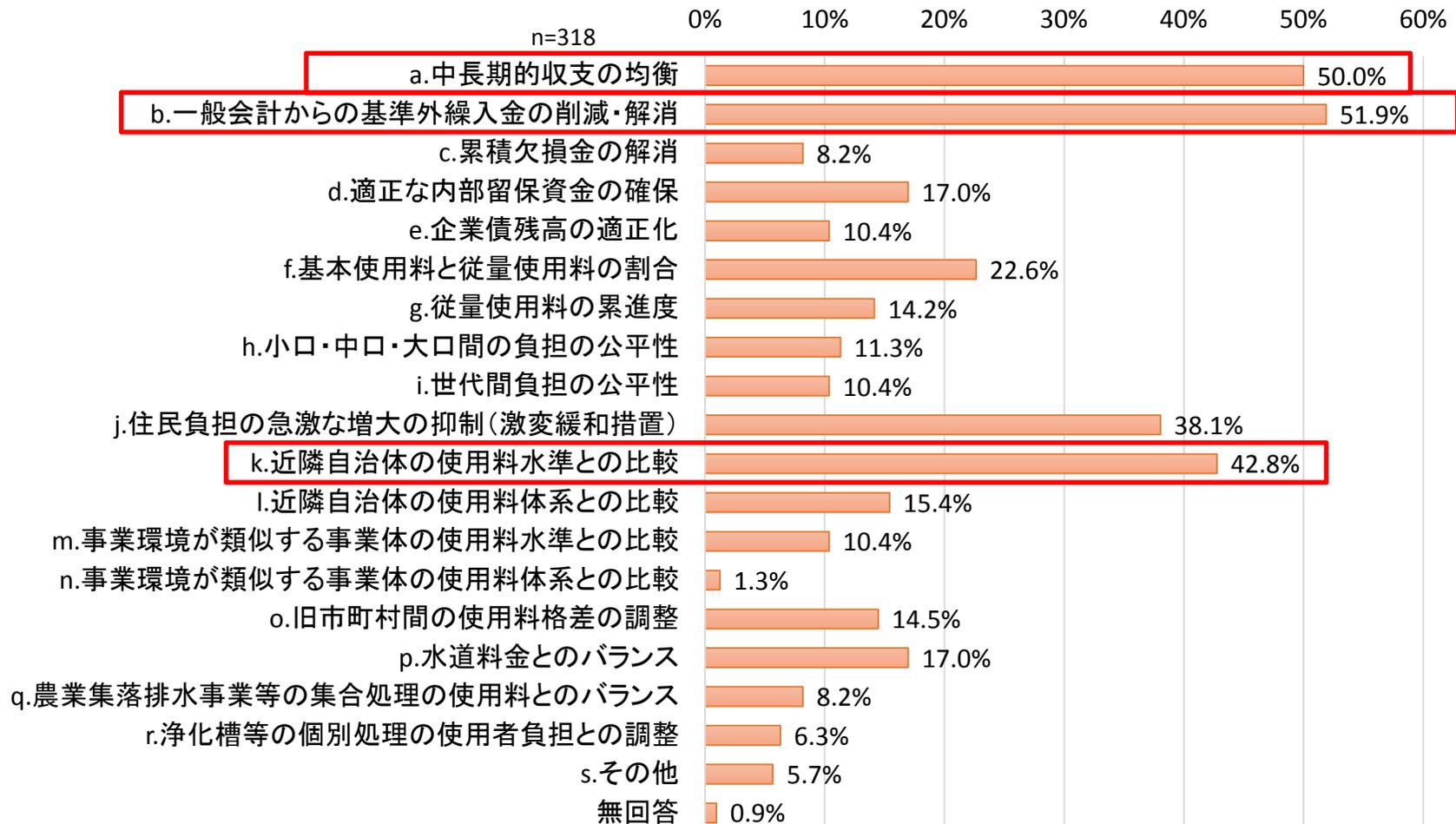
直近5年間の使用料改定のきっかけ(複数選択)



4. (4)直近5か年で改定した事業体の使用料改定の目的(具体的な改定内容)について

○ 使用料改定の目的としては、「一般会計からの基準外繰入金の削減・解消」が最も高く51.9%、次いで「中長期的収支の均衡」が50.0%となっている。また、「近隣自治体の使用料水準との比較」も42.8%で高くなっている。

直近5年間の使用料改定の検討時において重視した点(複数回答)



4. (5)直近5か年で改定した事業体の使用料体系の変更内容について

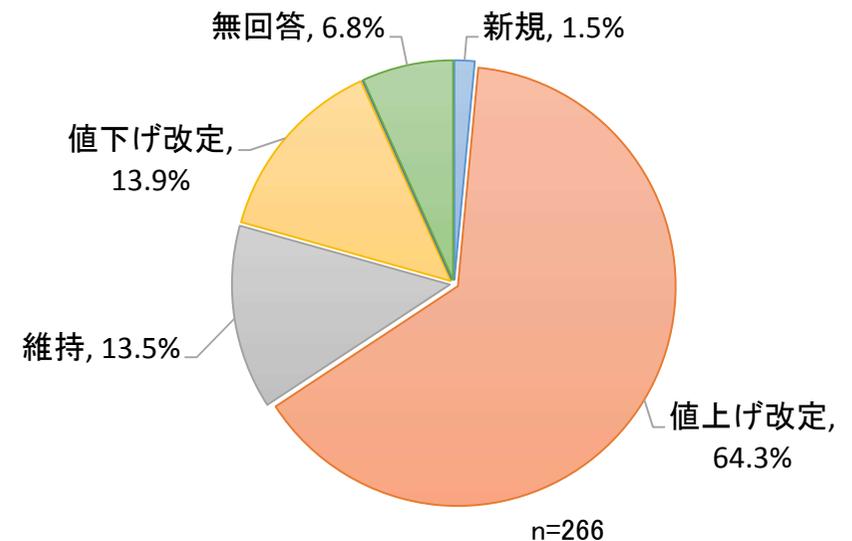
○ 基本使用料は、平均して8.6%の増加改定となっている。また、内訳を見ると、値上げ改定が64.3%を占めているが、値下げ改定をしたケースも13.9%となっている。

基本使用料の改定状況

○平均改定率

	改定前 円/月	改定後 円/月	改定率 %
	a	b	b/a
一般用	1,040	1,088	4.6%
公衆浴場	2,125	2,328	9.6%
業務用	2,067	2,312	11.9%
その他	1,000	1,147	14.7%
全体平均	1,379	1,497	8.6%

○内訳



※回答権のある事業体301事業体のうち、有効回答事業体は165事業体。用途別も含め、のべ266件について集計している。

※一般用：一般汚水、一般排水、一般家庭、家事用、家庭用等といった用途区分を含めている

※公衆浴場：公衆浴場、浴場等といった用途区分を含めている

※業務用：業務、事業、営業用、福祉用、団体用、官公署、温泉、特定排水、臨時用といった用途区分を含めている

※その他：処理区域別等といった用途区分を含めている

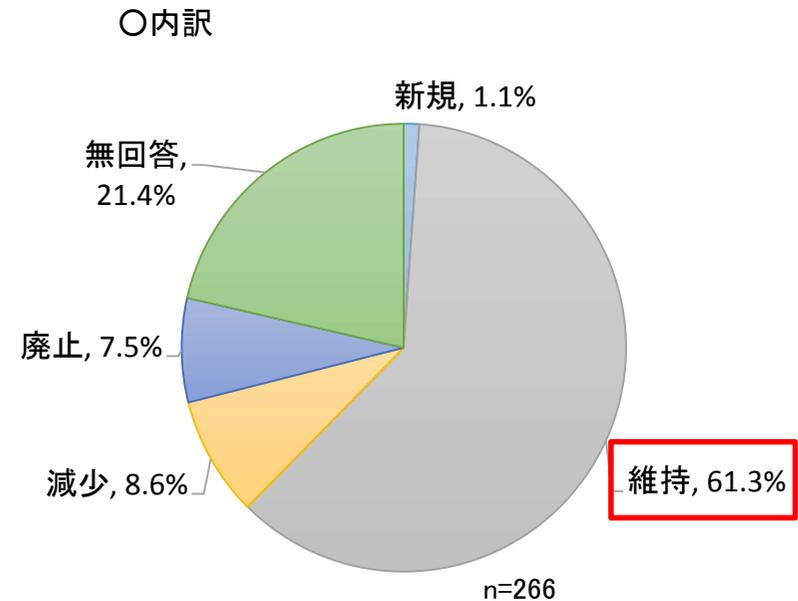
4. (5)直近5か年で改定した事業体の使用料体系の変更内容について

○ 基本水量については、全体平均としては10.6%の減少改定となっている。また、内訳をみると、廃止や減少も一定割合を占めているが、維持が61.3%を占めている。

基本水量の改定状況

○平均改定率

	改定前 m ³ /月	改定後 m ³ /月	改定率 %
	c	d	d/c
一般用	7.3	6.1	-16.4%
公衆浴場	39.6	34.1	-13.9%
業務用	29.0	27.7	-4.5%
その他	8.1	8.5	4.9%
全体平均	16.1	14.4	-10.6%



- ※回答権のある事業体301事業体のうち、有効回答事業体は165事業体。用途別も含め、のべ266件について集計している。
- ※一般用：一般汚水、一般排水、一般家庭、家事用、家庭用等といった用途区分を含めている
- ※公衆浴場：公衆浴場、浴場等といった用途区分を含めている
- ※業務用：業務、事業、営業用、福祉用、団体用、官公署、温泉、特定排水、臨時用といった用途区分を含めている
- ※その他：処理区域別等といった用途区分を含めている

4. (5)直近5か年で改定した事業体の使用料体系の変更内容について

- 従量使用料に関して、水量区画数及び累進度とも改定前後で大きく変化はないが、業務用の累進度は、やや緩和する傾向が見られる。
- 利用水量別の改定率としては、中口(100m³)の改定率が最も高く17.1%となっている。

従量使用料の改定状況

	水量区画数			累進度		
	改定前(a)	改定後(b)	差異(b-a)	改定前(c)	改定後(d)	差異(d-c)
一般用	4.5	4.7	0.3	3.3	3.7	0.3
公衆浴場	1.1	1.1	0.0	1.2	1.3	0.1
業務用	3.5	3.5	0.1	1.9	1.7	-0.2
その他	3.7	3.7	-0.1	1.5	1.5	-0.0
全体	3.7	3.8	0.2	2.5	2.7	0.2

※回答権のある事業体301事業体のうち、有効回答事業体は169事業体。用途別も含め、延べ274件について集計(単位未満は四捨五入)している。

※累進度は、最大単価/最小単価で算出している。

※基本水量制を廃止等した6事業体は、当該水量に係る水量区分を新設し、低廉な従量使用料単価としていること等により、累進度が大幅に上昇しているため、集計から除外している。

※用途については、前項と同様の考え方で整理している。

使用料の改定状況(水量別)

利用水量	改定前(円/月)	改定後(円/月)	改定率(%)	改定後単価(円/m ³ ・月)
10m ³	1,158	1,311	13.2	131.1
20m ³	2,273	2,589	13.9	129.5
100m ³	13,505	15,819	17.1	158.2
1000m ³	172,692	194,977	12.9	195.0

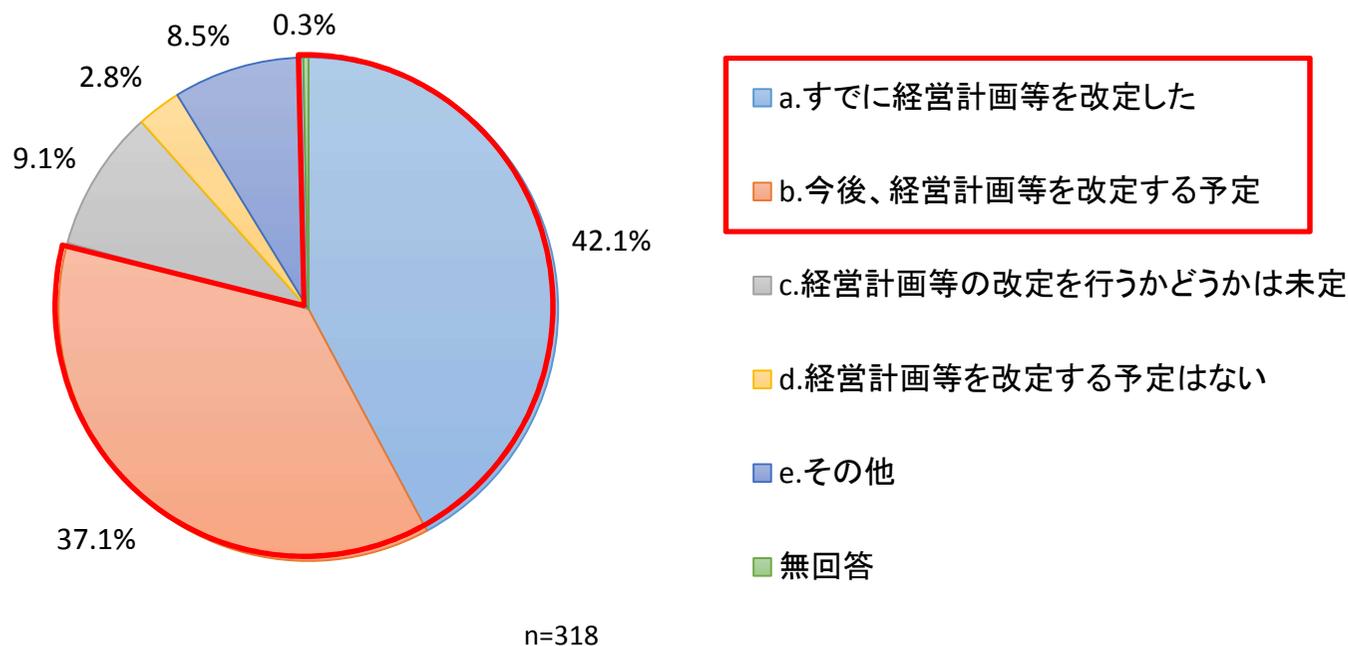
※回答権のある事業体318事業体のうち、有効回答事業体は301事業体。

※10m³及び20m³は家庭用途、100m³及び1,000m³は業務・事業系用途の使用料を記入したものの。

4.(6)使用料改定を踏まえた経営計画等の改定状況について

○ 直近5年間に使用料を改定した事業体のうち、「既に経営計画等を改定した」が42.1%、「今後、経営計画等を改定する予定」が37.1%となっており、予定を含めて経営計画に反映させる割合が8割程度となっている。

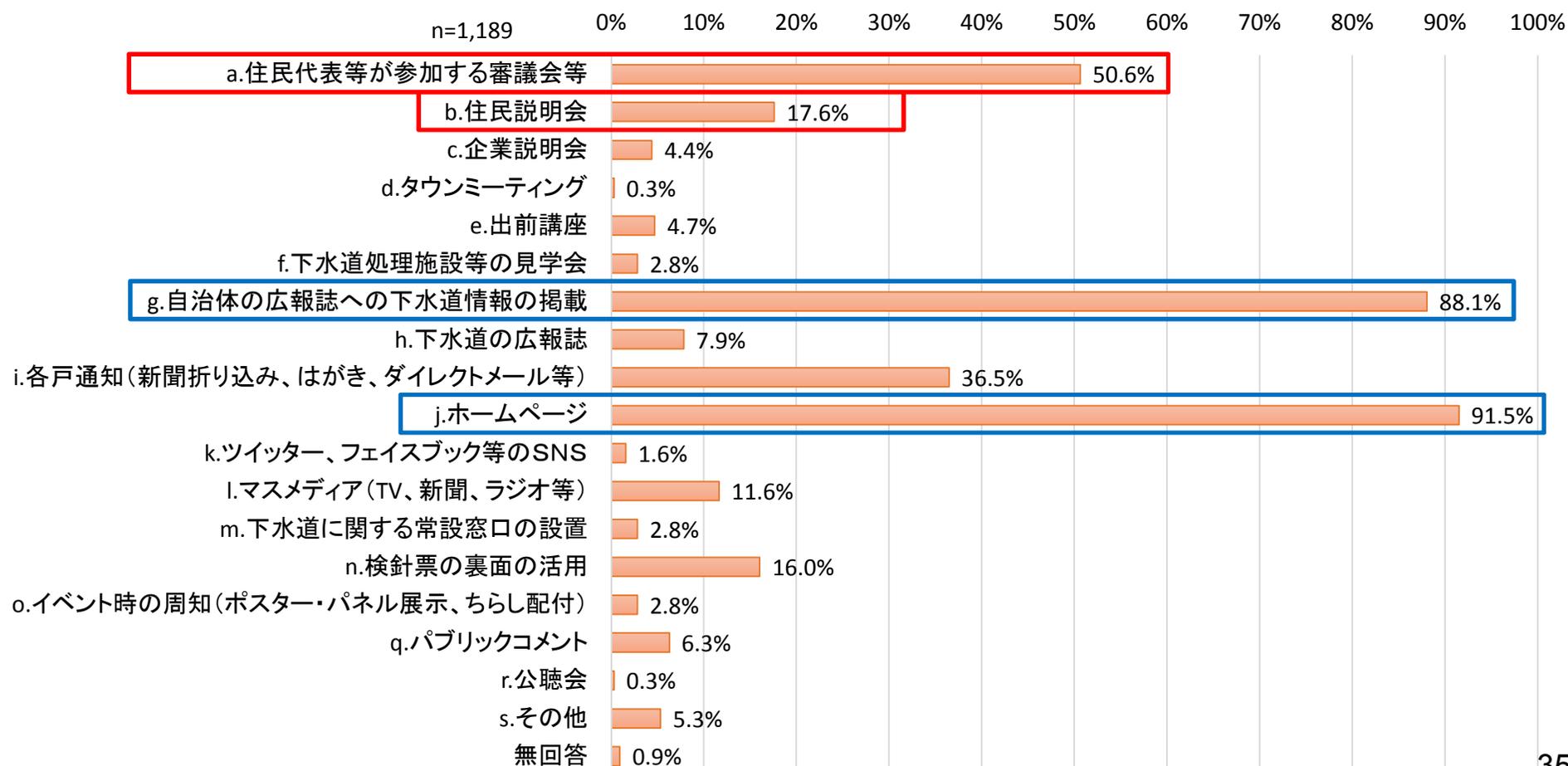
直近5年間の使用料改定を踏まえた経営計画等の改定状況



4. (7) 住民の理解を得るための取り組みについて

○使用料を改定した事業者がどのような手段で使用者に広報・広聴を行ったか問うたところ、「ホームページ」や「自治体の広報誌」といった媒体が主流となっており、「住民代表等が参加する審議会等」は50.6%、「住民説明会」は17.6%に留まった。

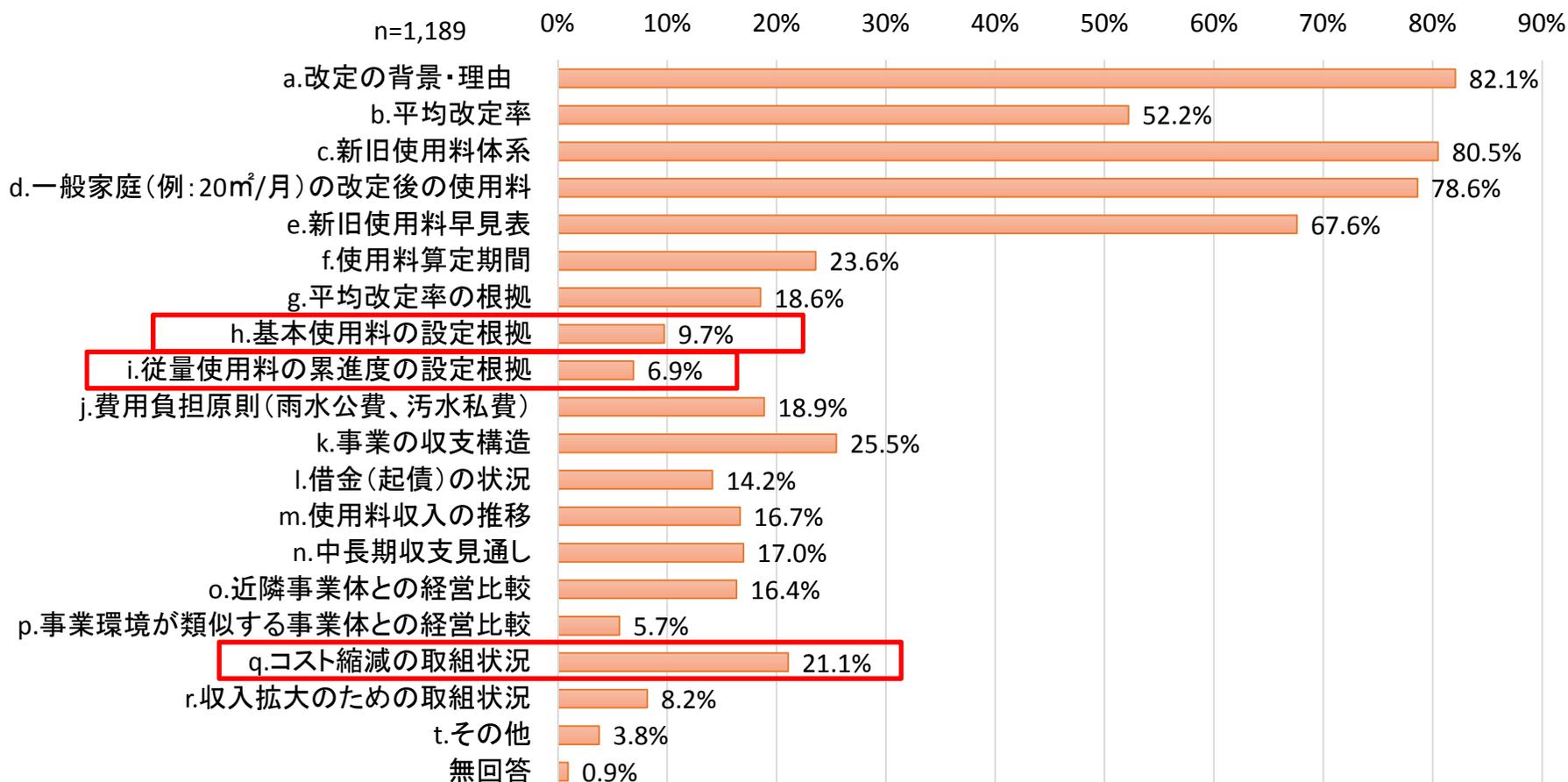
直近5年間の使用料改定時における下水道使用者(住民・企業等)への広報手段(複数回答)



4. (7) 住民の理解を得るための取り組みについて

- 使用料改定時の住民等に向けた広報の内容について、「改定の背景・理由」や「新旧使用料体系表」等が中心となっており、料金の設定根拠は10%程度と使用料の妥当性を示す情報内容は、さほど盛り込まれていない。
- また、「コスト削減の取組状況」等住民の理解を得るための広報も、2割程度にとどまっている。

直近5年間の使用料改定時における下水道使用者(住民・企業等)へ広報内容(複数回答)

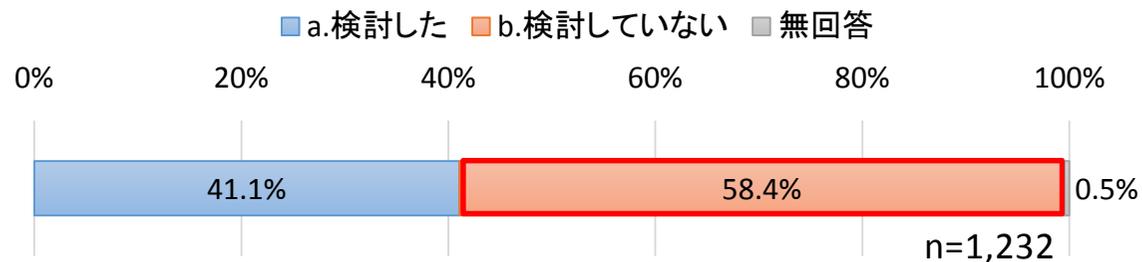


4. (8) 使用料改定しなかった事業体の検討状況

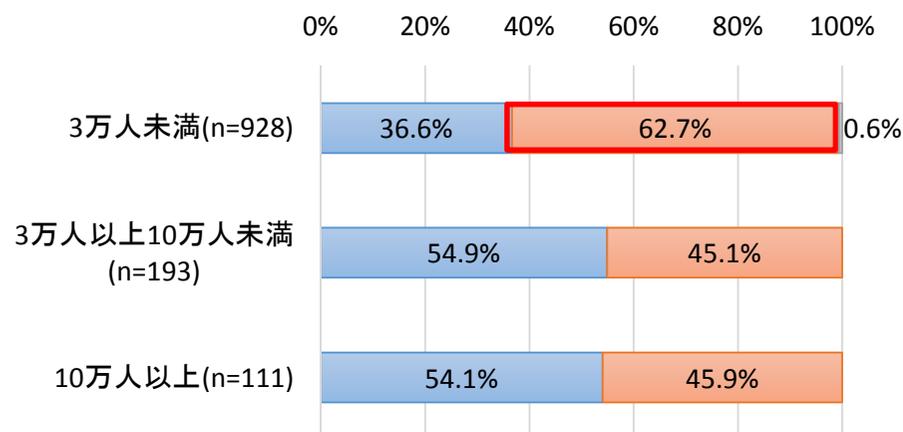
- 直近5か年で使用料改定をしなかった事業体のうち、改定を「検討した」事業体は41.1%に留まる。
- 特に、処理区域内人口規模が小さい事業体ほど検討していない割合が高い。
- また、象限区分別でみると、第2象限（経費回収率100%未満、使用料水準3,000円/20㎡以上、使用料単価150円/㎡以上）が最も「検討していない」割合が高くなっており、6割以上となっている。

現行の使用料体系施行後における使用料改定検討の有無

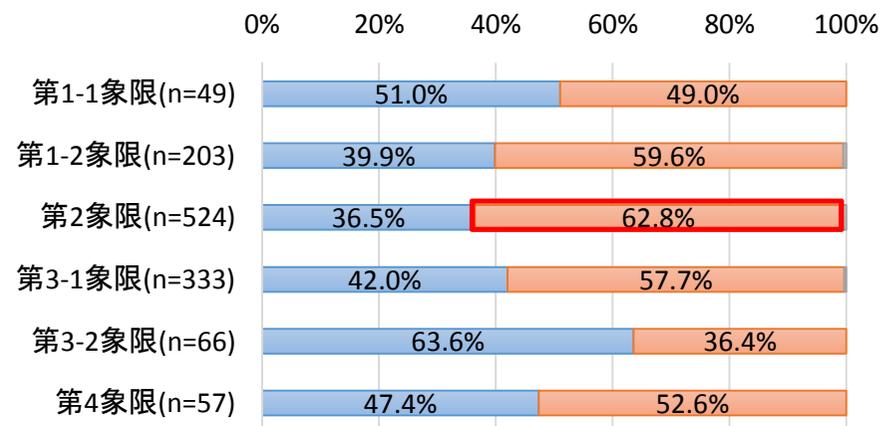
○ 全体



○ 処理区域内人口区分別



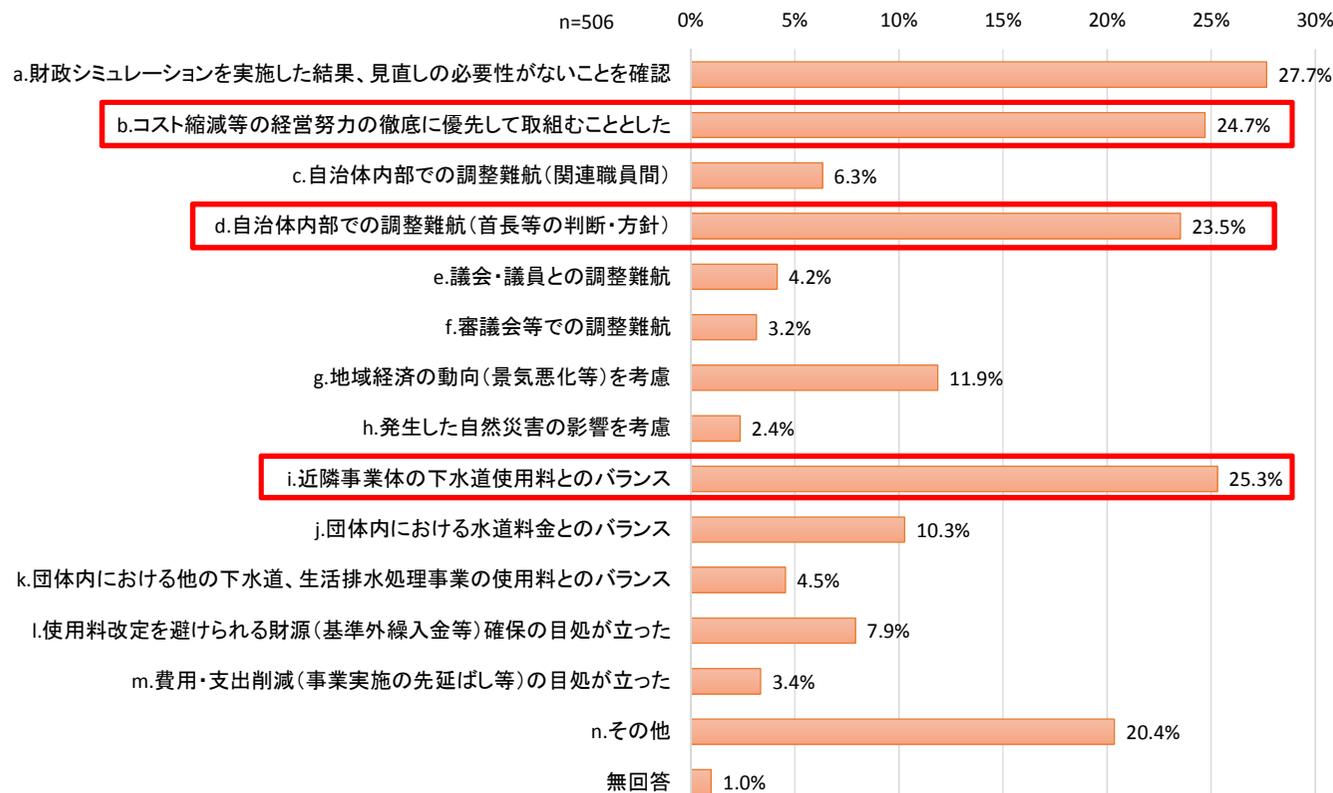
○ 象限区分別



4.(8)使用料改定しなかった事業体の検討状況

- 検討したが使用料を改定しなかった理由として、「財政シミュレーションを実施した結果、見直しの必要性がないことを確認」が最も高く27.7%となった。
- その他の理由として、「近隣事業体の下水道使用料とのバランス」が25.3%、「コスト縮減等の経営努力の徹底に優先して取り組むこととした」が24.7%、「自治体内部での調整難航(首長等の判断・方針)」が23.5%等となっている。

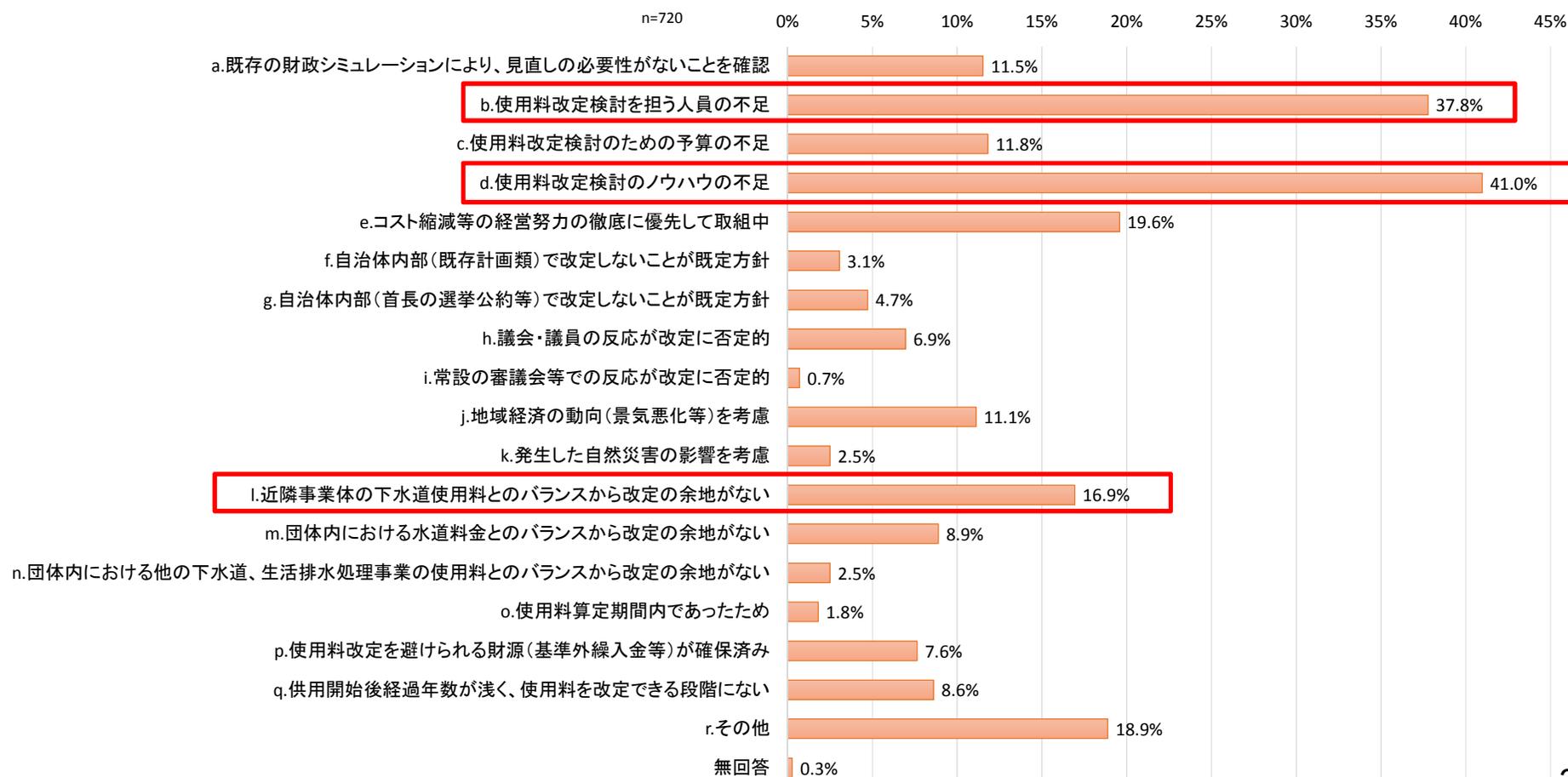
使用料改定について検討したが、改定しなかった理由(複数回答)



4. (8) 使用料改定しなかった事業体の検討状況

- 使用料改定を検討しなかった理由として、41.0%が「使用料改定検討のノウハウの不足」、37.8%が「使用料改定検討を担う人員の不足」としている。
- 「近隣自治体との下水道使用料とのバランスから改定の余地なし」との回答も16.9%となった。

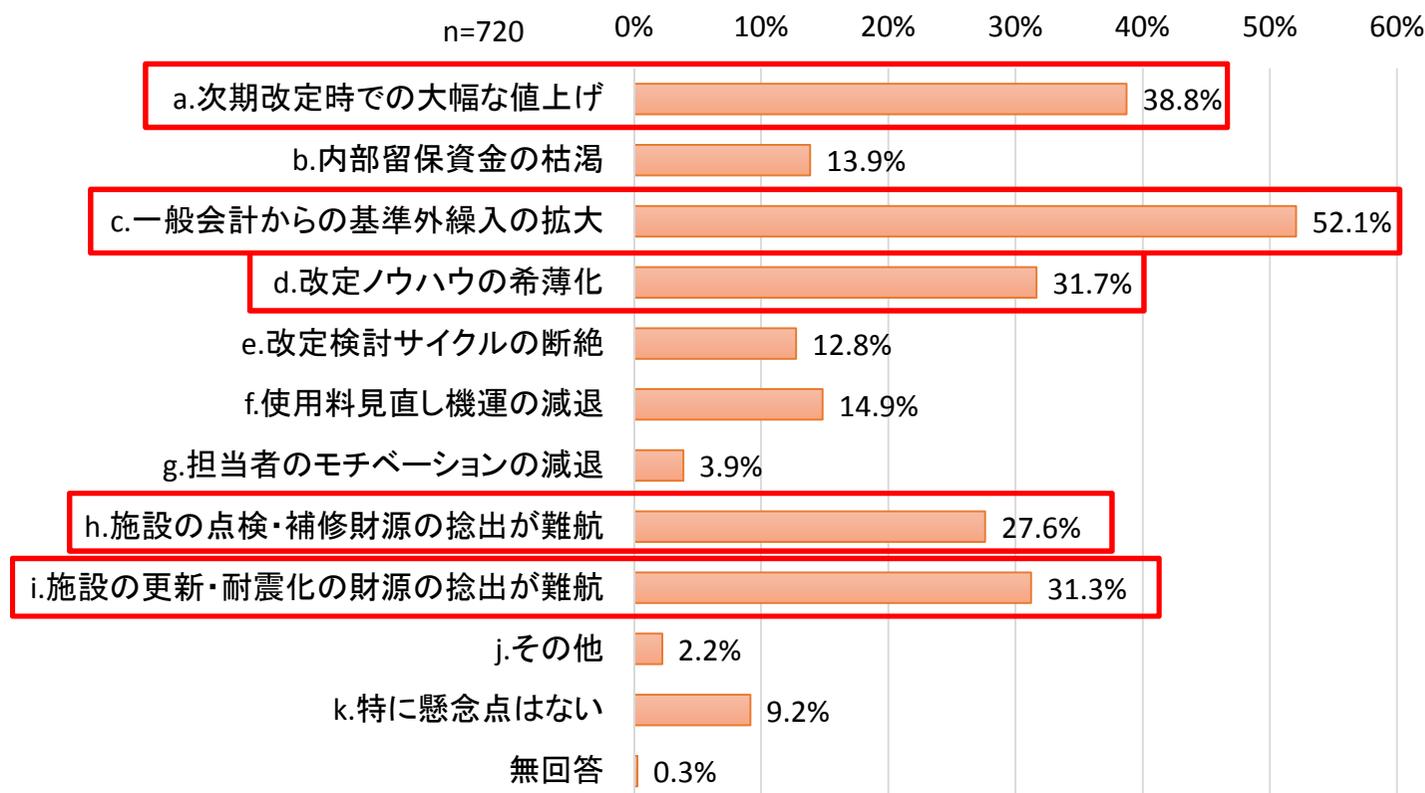
使用料改定について検討しなかった理由(複数回答)



4. (8) 使用料改定しなかった事業体の検討状況

- 改定しなかったことによる今後の懸念点として、半分以上の52.1%が「一般会計からの基準外繰入の拡大」を挙げ、「次期改定時での大幅な値上げ」38.8% を大きく上回っており、一般会計への依存傾向が現れている。
- その他、「改定ノウハウの希薄化」が31.7%、「施設の更新・耐震化の財源の捻出が難航」31.3%、「施設の点検・補修財源の捻出が困難」27.6%等となっている。

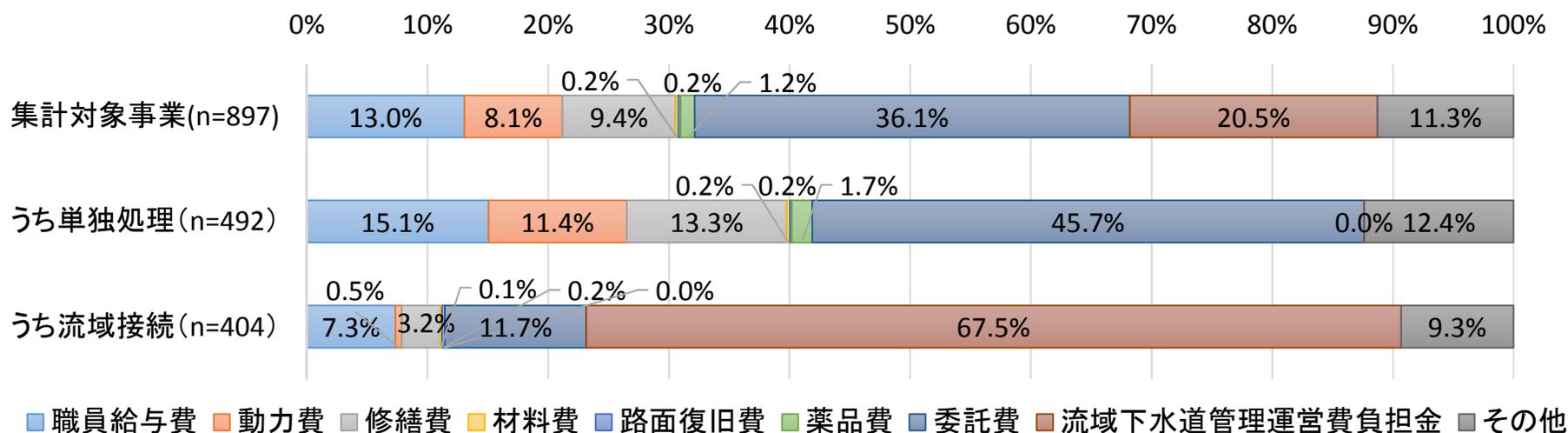
使用料改定を検討しなかったことによる今後の懸念点(複数回答)



5.(1)別表 汚水処理維持管理費の科目別内訳

- 汚水処理費のうち維持管理費の内訳は、委託費、流域下水道管理運営費負担金、職員給与費の順に高くなっている。
- 単独処理の事業体では委託費割合が45.7%と高く、流域接続の事業体では流域下水道管理運営費負担金割合が67.5%と高い割合を占めている。

汚水処理費のうち維持管理費の科目別割合

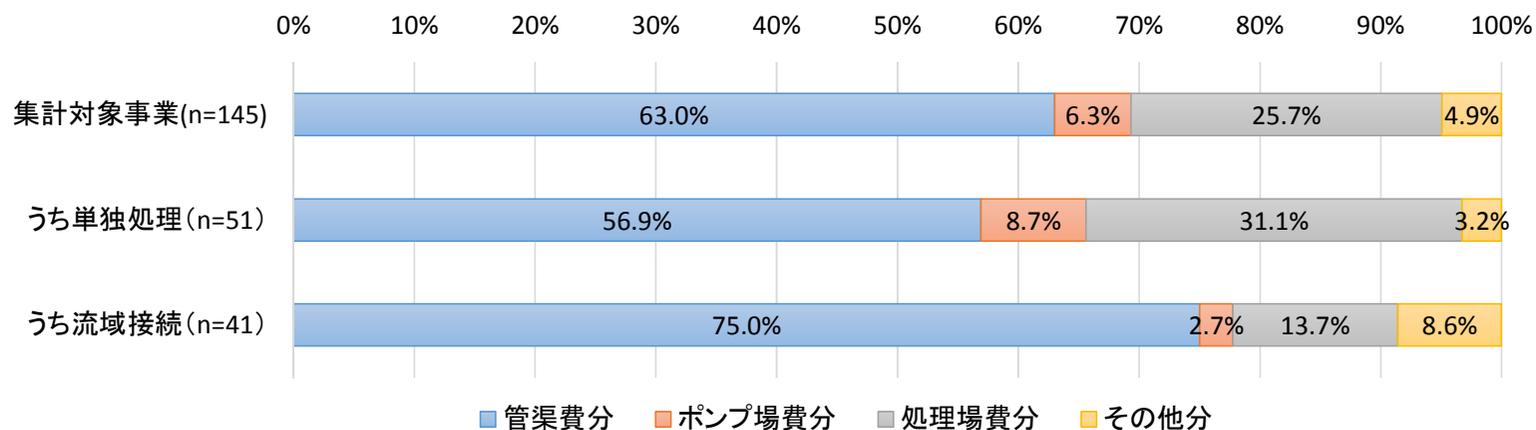


※ 集計対象事業体(897)は、正確性を重視し、記入値の合計値が、決算統計で汚水処理費に係る合計値として記入した値と一致した事業体に限定。

5.(2)別表 汚水処理費の減価償却費の部門別内訳

○ 汚水処理費のうち減価償却費の内訳は、管渠分63.0%、ポンプ場費分6.3%、処理場費分25.7%となっている。

汚水処理費のうち減価償却費の部門別割合

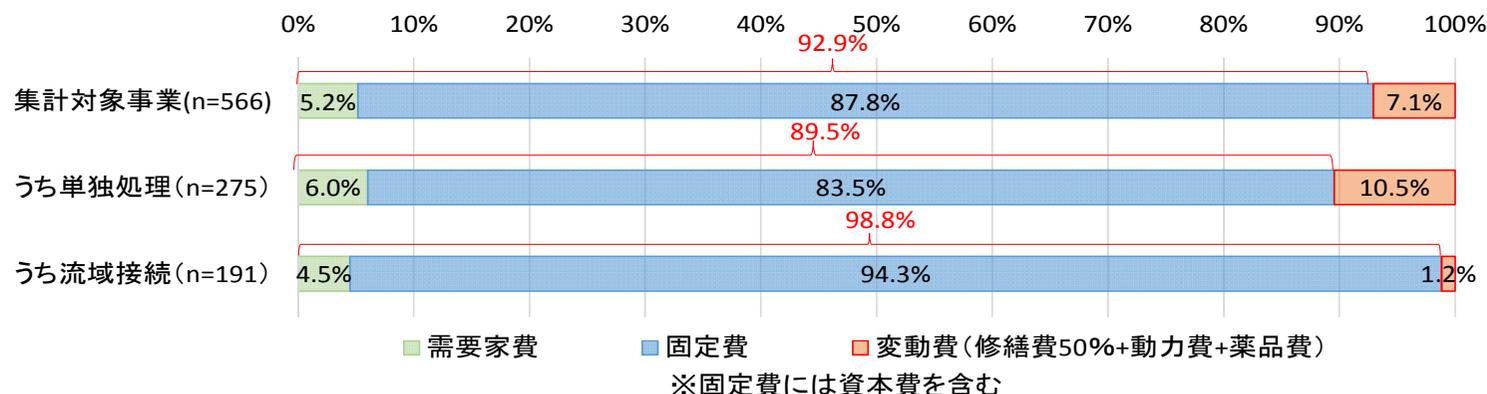


※ 集計対象事業体(145)は、正確性を重視し、前頁の897の事業体のうち、減価償却費内訳の記入があり、かつ記入値の合計が、決算統計で汚水処理費に係る減価償却費として記入した値と一致した事業体に限定。

5.(3)別表 需要家費等の抽出

- 需要家費の割合は5.2%、固定費の割合は87.8%で、合算した割合は92.9%となる。
- 減価償却費の内訳が整理された団体の回答に絞って、仮に需要家費と維持管理費固定費を基本使用料割合とすると、その割合は40.9%となる。また、仮に資本費の管渠分までとすると、その割合は73.5%となる。

汚水処理費の需要家費、固定費、変動費の割合



※ 集計対象事業体(566)は、正確性を重視し、記入値の合計が、決算統計で汚水処理費に係る合計値として記入した値と一致した事業体であって、需要家費の記入があった事業体に限定。

【参考】汚水処理費の部門別の固定費・変動費割合※

